

VIII

資

料

VIII 資 料

1. 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例

(平成4年12月17日 条例第43号)

沿革	平成 6.12.16 条例第45号	平成 13.12.19 条例第42号
	平成 7.12.25 条例第52号	平成 15. 9.26 条例第35号
	平成 8. 3.26 条例第 8号	平成 16.11.17 条例第92号
	平成 8.12.19 条例第41号	平成 18. 3.24 条例第19号
	平成 9. 3.27 条例第10号	平成 18. 7. 7 条例第39号
	平成 10. 3.19 条例第 9号	平成 23. 3.22 条例第11号
	平成 11.12.24 条例第45号	平成 25.12.18 条例第64号
	平成 12. 3.28 条例第25号	平成 27.12.10 条例第72号
	平成 12. 9.28 条例第59号	平成 30. 3.12 条例第27号
	平成 13. 3.28 条例第14号	平成 31. 3. 6 条例第 9号
	平成 13. 6.27 条例第30号	

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年函館市条例第41号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 一般廃棄物（第7条～第13条）
- 第3章 産業廃棄物（第14条～第16条）
- 第4章 雑則（第17条～第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、市民および事業者が協力して市の区域内における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、市民生活を営むうえでの良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、ならびに資源が循環して利用される都市の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物を分別して排出するとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる廃棄物を自ら処分することにより排出の抑制に努めなければならない。

2 市民は、使用する生活物資に関し、その購入等に当たっては廃棄物の排出の抑制について配慮し、および不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別し、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難となることがないような製品、容器等の開発を行うとともに、過大な包装を避け、容器等の回収を行うことにより廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、事業所で日常使用する物資に関し、不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し市民および事業者の自主的な活動の促進を図り、および分別して収集を行う等一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事

業を能率的に運営するため、職員の資質の向上、処理施設の整備および作業方法の改善等に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の排出を抑制し、およびその適正な処理を確保するため、これらに関する市民および事業者の意識の啓発を図るよう努めるとともに、排出された廃棄物の再生利用等を推進するための施策を講ずるよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地または建物の占有者(占有者がない場合にあつては、管理者とする。以下同じ。)は、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないように、当該土地または建物の周囲の除雪を行う等整理に努めるとともに、当該土地または建物の清潔を常に保つように努めなければならない。

- 2 土地の占有者は、当該土地が空地となっている場合には、草刈りを行う等常に適正な管理をするものとし、不法投棄を誘発し、または都市の美観を損なうことがないようにしなければならない。
- 3 道路、公園等公共の場所を利用する者は、当該公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 4 前項の公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を常に保つように努めなければならない。

第2章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画の告示)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、当該計画について基本的事項を告示する。

- 2 前項の計画に大きな変更があつた場合は、そのつど告示する。

(市が処理する一般廃棄物)

第8条 市の区域内の一般廃棄物は、市がこれを収集し、運搬し、および処分する。ただし、収集、運搬または処分に際し特別の取扱いを要する一般廃棄物で規則で定めるもの、処理することが適当でない一般廃棄物として市長が別に定めるものおよび事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、市が収集し、運搬し、または処分することができる。

(市が処理する一般廃棄物の排出方法)

第8条の2 市が収集し、運搬し、および処分する一般廃棄物(資源ごみ(容器包装に係る分別

収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。)、し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。)を排出しようとするときは、規則で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けなければならない。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物)

第9条 法第6条の2第5項の規定により市長が減量に関する計画の作成、運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、規則で定める。

(ごみの集積設備等の改善指導)

第10条 土地または建物の占有者が設けるごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等については、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないようにしなければならない。

- 2 市長は、前項のごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等について、市が行う一般廃棄物の処理に支障があると認めるときは、その改善を指導することができる。

- 3 土地または建物の占有者は、前項の規定により指導を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(市民の遵守事項)

第11条 ごみ袋等ごみの容器または便槽には、有毒性または危険性を有するものその他市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 第8条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合において、当該一般廃棄物の種類および処理が別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に該当するときは、手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分する場合の手数料の額は、同表に掲げる金額に基づき算定した額とする。

- 3 既納の第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第13条 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。

第3章 産業廃棄物

(市が処理する産業廃棄物の種類等)

第14条 法第11条第2項の規定により、市(函館市戸井廃棄物最終処分場を除く。)が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、その種類については、必要のつど市長が指定する。

2 函館市戸井廃棄物最終処分場が処理する産業廃棄物は、固形状のものとし、その種類については、必要のつど市長が指定する。

(産業廃棄物の処理に係る使用料)

第15条 前条の産業廃棄物を市が処理するとき、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 既納の第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の使用料の徴収方法については、規則で定める。

(産業廃棄物の処理に係る使用料の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

第4章 雑則

(一般廃棄物処理業の許可等の手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可もしくは許可の更新、定期検査、認定もしくは認定の更新または認可の申請をする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可 15,200円
- (2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 13,800円
- (3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可 19,000円
- (4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新 17,800円
- (5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般

廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 13,400円

(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 17,400円

(7) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 110,000円

(8) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査 31,000円

(9) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 100,000円

(10) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定 28,000円

(11) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円

(12) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円

(13) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可 68,000円

(14) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000円

(15) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定 134,000円

(16) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円

(17) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 73,000円

(18) 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 100,000円

(19) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 94,000円

(20) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 71,000円

- (21) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 92,000円
- (22) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
- (23) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 74,000円
- (24) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 100,000円
- (25) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 95,000円
- (26) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 72,000円
- (27) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 95,000円
- (28) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円
- イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 120,000円
- (29) 法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査 31,000円
- (30) 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円
- イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 110,000円
- (31) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定 28,000円
- (32) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円
- (33) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円
- (34) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可 68,000円
- (調査)

第18条 土地または建物の占有者は、市長がこの条例に定める一般廃棄物処理手数料の徴収のため行う調査を拒み、または妨げてはならない。

(清掃指導員)

第19条 市長は、この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため、清掃指導員を置く。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 函館市手数料徴収条例(昭和22年函館市条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成6.12.16 条例第45号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7.12.25 条例第52号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8.3.26 条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8.12.19 条例第41号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9.3.27 条例第10号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10.3.19 条例第9号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11.12.24 条例第45号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12.3.28 条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12.9.28 条例第59号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13.3.28 条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成13.6.27 条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13.12.19 条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15.9.26 条例第35号)

この条例中〔中略〕第2条の規定は平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16.11.17 条例第92号)

- この条例は、平成16年12月1日から施行する。
- この条例の施行の際一般の家庭に現にある廃止前の南茅部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和50年南茅部町条例13号)別表1 1燃えるごみ、燃えないごみの項に規定する容量10リットル、20リットルまたは40リットルの指定袋は、それぞれ改正後の函館市廃棄物の処理

および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1ごみ処理手数料の項一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の処理（改正後の条例第8条第1項本文の規定によるものに限る。）に係る金額欄に規定する10リットル袋、20リットル袋または40リットル袋として、この条例の施行の日以後においても使用することができる。

- 3 この条例の施行の前日に廃止前の戸井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年戸井町条例第13号）、南茅部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例または恵山地区衛生処理組合し尿・ごみ処理条例（昭和47年恵山地区衛生処理組合条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18. 3. 24 条例第19号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18. 7. 7 条例第39号）

- 1 この条例は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の施行の日から施行する。（平成18年10月1日から施行）
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の別表第2の規定の適用については、同表中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

この条例の施行の日から 平成19年3月31日まで	10円	3円30銭
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	10円	6円60銭

附 則（平成23. 3. 22 条例第11号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25. 12. 18 条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）別表

第1ごみ処理手数料の項およびし尿処理手数料の項に規定するものに限る。以下この項において同じ。）の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に廃棄物処理条例別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理券の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。）については、当該一般廃棄物処理券1枚につき9円を加算して使用することができる。
- 5 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表第2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用券をいう。）については、当該埋立処分場使用券1枚につき20円を加算して使用することができる。

附 則（平成27. 12. 10 条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項および附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「52円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「123円」と、同表埋

立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「100円」とする。

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「73円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「132円」と、同表埋立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「132円」とする。
- 5 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分場手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理手数料の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。以下同じ。）については、券面に表示された一般廃棄物の重量にかかわらず、搬入する一般廃棄物の焼却処分または埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された一般廃棄物処理手数料の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「改正後手数料額」という。）が346円に使用する一般廃棄物処理券の枚数を乗じて得た額（以下「処理券額」という。）以下となる場合は、当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができ、改正後手数料額が処理券額を超える場合は、その差額を加算して当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができる。
- 6 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表第2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用券をいう。以下同じ。）については、券面に表示された産業廃棄物の重量にかかわらず、搬入する産業廃棄物の埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「改正後使用料額」という。）

という。）が746円に使用する埋立処分場使用券の枚数を乗じて得た額（以下「使用券額」という。）以下となる場合は、当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができ、改正後使用料額が使用券額を超える場合は、その差額を加算して当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができる。

附 則（平成 30. 3. 12 条例第 27 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31. 3. 6 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の一般廃棄物（函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例別表第1ごみ処理手数料の項およびし尿処理手数料の項に規定するものに限る。以下同じ。）の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬および処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第12条関係）
一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	一般廃棄物の種類 および処理の区分	金額	
ごみ処理手数料	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この表において同じ。）を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ	ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの ア) 5リットル袋 10円 イ) 10リットル袋 20円 ウ) 20リットル袋 40円 エ) 30リットル袋 60円 オ) 40リットル袋 80円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 80円
		(3) 規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）	規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 200円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 400円 ウ 50キログラム以上のもの 600円
	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ	ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの ア) 20リットル袋 120円 イ) 40リットル袋 240円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 240円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち、第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ	ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの ア) 20リットル袋 80円 イ) 40リットル袋 160円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 160円
(3) 粗大ごみ		規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 400円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 800円 ウ 50キログラム以上のもの 1,200円	
し尿処理手数料	一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域のうち市長が指定する区域または函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、	ア 200リットル以下の場合 600円 イ 200リットルを超える場合 100リットルまでごとに 300円

	函館市榎法華支所もしくは函館市南茅部支所の所管区域の一般の家庭から排出するし尿	
	(2) 前号に掲げる区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿	1月につき当該家庭に属する者の数に300円を乗じて得た額。ただし、し尿の収集、運搬および処分の回数が1月につき1回を超えるときは、当該超える回数1回につき1,020円を加算する。
	一般の家庭以外から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 1月当たりの排出量が3,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに1,500円 (2) 1月当たりの排出量が3,000リットルを超え5,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに2,000円 (3) 1月当たりの排出量が5,000リットルを超える場合 200リットルまでごとに2,200円
浄化槽汚泥処分手数料	事業用建物に係る浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに90円
	事業用建物に係る浄化槽汚泥以外の浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに40円
焼却処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
埋立処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
し尿処分手数料	一般の家庭以外から排出するし尿であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	200リットルまでごとに630円

備考 「燃やせるごみ」とは、可燃性の一般廃棄物のうち市長が指定するものをいい、「燃やせないごみ」とは、一般廃棄物のうち燃やせるごみ、粗大ごみおよび資源ごみ以外のものをいう。

別表第2（第15条関係）

産業廃棄物の処理に係る使用料

使用料の種類	処 理 の 区 分	金 額
焼却工場使用料	市長が指定する焼却工場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	次に掲げる額の合計額 (1) 10キログラムまでごとに141円として算定した額 (2) 10キログラムにつき10円として算定した額に1,100分の124を乗じて得た額
埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに163円
	函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量（以下この表において「最大積載量」という。）が1,000キログラム以上2,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1台につき2,000円 (2) 最大積載量が2,000キログラム以上4,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1台につき4,000円 (3) 最大積載量が4,000キログラム以上の自動車により搬入されたもの 1台につき8,000円 (4) 道路運送車両法に規定する道路運送車両（前3号に掲げるものを除く。）により搬入されたもの 1台につき1,000円 (5) 前各号に掲げる方法以外の方法により搬入されたもの 1回につき1,000円

2. 函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則

(平成5年3月31日 規則第31号)

沿革	平成 7. 3. 30	規則第 17 号	平成 18. 9. 19	規則第 97 号
	平成 8. 3. 29	規則第 29 号	平成 25. 3. 13	規則第 5 号
	平成 9. 3. 31	規則第 38 号	平成 26. 3. 31	規則第 32 号
	平成 12. 3. 30	規則第 27 号	平成 26. 6. 3	規則第 38 号
	平成 13. 10. 22	規則第 65 号	平成 27. 6. 1	規則第 36 号
	平成 15. 11. 28	規則第 82 号	平成 27. 12. 16	規則第 66 号
	平成 16. 11. 30	規則第 149 号	令和元. 5. 7	規則第 2 号
	平成 17. 3. 1	規則第 6 号	令和 3. 3. 25	規則第 29 号
	平成 17. 3. 31	規則第 44 号	令和 4. 2. 28	規則第 4 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年函館市規則第66号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)および函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成4年函館市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別の取扱いを要する一般廃棄物)

第2条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める一般廃棄物は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 容積がおおむね2立方メートルを超えるもの
- (2) 重量がおおむね100キログラムを超えるもの
- (3) 最大の辺または径がおおむね2メートルを超えるもの
- (4) 条例第7条第1項の規定により市長が告示した一般廃棄物処理計画に定める排出の方法によらないもの
- (5) 浄化槽汚泥

(多量の一般廃棄物)

第3条 条例第9条の事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) おおむね3月間における1日平均の排出量が60リットル以上のもの
- (2) 一時の排出量が600リットル以上のもの(ごみ袋およびごみ処理券)

第3条の2 条例第8条の2および別表第1ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ袋は、次の各号に掲げのごみの区分に応じ当該各号に定める様式のごみ袋とする。

- (1) 一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。)を条例第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分

する場合(以下「家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式

- (2) 家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の2
- (3) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を条例第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分する場合(以下「事業系一般廃棄物の処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式の3
- (4) 事業系一般廃棄物の処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の4
- (5) 一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち条例第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分する場合(以下「家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合」という。)の燃やせるごみ 別記第1号様式の5
- (6) 家庭系一般廃棄物の特例処理をする場合の燃やせないごみ 別記第1号様式の6

2 条例第8条の2および別表第1ごみ処理手数料の項の規則で定めるごみ処理券は、別記第1号様式の7のごみ処理券とする。

(粗大ごみ)

第3条の3 条例別表第1の規則で定める粗大ごみは、耐久消費材その他の一般の家庭の生活に伴って生ずる固形状の一般廃棄物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 容積がおおむね2立方メートル以下であるもの
- (2) 重量がおおむね10キログラムを超え100キログラム以下であるもの
- (3) 最大の辺または径がおおむね30センチメートルを超え2メートル以下であるもの(家庭に属する者)

第4条 条例別表第1し尿処理手数料の項の当該

家庭に属する者は、月の末日に当該家庭の住居を住所としている者で、当該月の初日および当該月の初日後末日前までの間の日において市内に住所を有していたものとする。ただし、長期間にわたる不在等の理由により当該家庭に属する者となることが適当でないとして市長が認定する者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の認定を受けようとする者は、別記第1号様式の8の申請書により市長に申請しなければならない。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表第1のごみ処理手数料は、市長が定めるところにより前納しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定によりごみ処理手数料を納入した者に第3条の2に規定するごみ袋またはごみ処理券を交付する。

- 3 条例別表第1のし尿処理手数料は、次に定めるところにより、納入通知書により徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 継続して排出する条例別表第1し尿処理手数料の項に掲げるし尿（一般の家庭から排出するし尿を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期別ごとに、同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし、その納期限は、同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期 間	納期限
第1期	2月1日から 3月31日まで	4月末日
第2期	4月1日から 5月31日まで	6月末日
第3期	6月1日から 7月31日まで	8月末日
第4期	8月1日から 9月30日まで	10月末日
第5期	10月1日から11月30日まで	12月28日
第6期	12月1日から 1月31日まで	2月末日

- (2) 継続して排出する条例別表第1し尿処理手数料の項に掲げるし尿（市長が指定する区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿に限る。）については、次の表の左欄に掲げる期別ごとに、同表の中欄に掲げる期間における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料を徴収するものとし、その納期限は、同表の右欄に掲げる日とする。

期別	期 間	納期限
第1期	1月1日から 3月31日まで	4月末日
第2期	4月1日から 6月30日まで	7月末日
第3期	7月1日から 9月30日まで	10月末日
第4期	10月1日から12月31日まで	1月末日

- (3) 前2号に掲げるし尿以外のし尿について

は、1月ごとにその月の前月における当該し尿の収集、運搬および処分に係る手数料をその月に徴収するものとし、その納期限は、その月の末日（その月が12月である場合は、28日。次項において同じ。）とする。

- 4 条例別表第1の浄化槽汚泥処分手数料、焼却処分手数料、埋立処分手数料およびし尿処分手数料は、同表浄化槽汚泥処分手数料の項に掲げる浄化槽汚泥、同表焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項に掲げる一般廃棄物または同表し尿処分手数料の項に掲げるし尿を市長が指定するし尿処理場、焼却工場または埋立処分場に搬入するときに徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、1月ごとにその月の前月において市長が指定するし尿処理場、焼却工場または埋立処分場に搬入した当該浄化槽汚泥、一般廃棄物またはし尿の処分に係る手数料を納入通知書によりその月に徴収するものとし、その納期限は、その月の末日とする。

(産業廃棄物の処理に係る使用料の徴収方法)

- 第6条 条例別表第2の使用料の徴収方法については、前条第4項の規定を準用する。

(手数料等の減免申請)

- 第7条 条例第13条または第16条の規定により手数料または使用料の減免を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等の申請)

- 第8条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 法第7条第2項の許可の更新を受けようとする者は、別記第4号様式の申請書に第10条第1項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

- 3 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

- 4 法第7条第7項の許可の更新を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書に第10条第2項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

- 第9条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書に次条第1項または第2項の規定により交付を受けた許可証を添付して市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第 10 条 市長は、法第 7 条第 1 項の許可をしたとき、または法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、別記第 7 号様式の許可証を交付するものとする。

2 市長は、法第 7 条第 6 項の許可をしたとき、または法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、別記第 8 号様式の許可証を交付するものとする。

3 市長は、法第 7 条第 1 項または第 6 項の許可を受けた者(第 12 条および第 14 条において「一般廃棄物処理業者」という。)から法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が前 2 項の許可証の記載事項に該当するときは、当該許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第 11 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出は、別記第 9 号様式の届出書によってしなければならない。

(一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出)

第 12 条 法第 7 条の 2 第 4 項または第 5 項の規定による届出は、別記第 10 号様式の届出書によってしなければならない。

(許可証の再交付等)

第 13 条 次の各号のいずれかに掲げる許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、または著しく損傷したときは、別記第 11 号様式の申請書により市長に申請し、その再交付を受けなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証
- (2) 一般廃棄物処分業許可証
- (3) 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
- (4) 産業廃棄物収集運搬業許可証
- (5) 産業廃棄物処分業許可証
- (6) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
- (7) 特別管理産業廃棄物処分業許可証
- (8) 産業廃棄物処理施設設置・変更許可証

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見した場合は、直ちに、当該発見した許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の返納)

第 14 条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、第 10 条第 1 項または第 2 項の規定により交付を受けた許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第 7 条第 3 項および第 8 項に規定する許可の有効期間が満了したとき。

(2) 法第 7 条の 3 の規定により事業の全部の停止を命ぜられたとき。

(3) 法第 7 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定により許可が取り消されたとき。

(4) 事業の全部を廃止したとき。

(5) 事業の全部を休止したとき。

2 一般廃棄物処理業者は、第 10 条第 1 項または第 2 項の規定により法第 7 条の 2 第 1 項の許可に係る許可証の交付を受けた場合は、速やかに、従前の許可証を市長に返納しなければならない。

(清掃指導員等)

第 15 条 条例第 19 条の規定による清掃指導員の業務を補助するため、清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手を置くことができる。

2 清掃指導員ならびに清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手は、職務の執行に当たっては別記第 12 号様式の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 函館市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 53 年函館市規則第 7 号)は、廃止する。

3 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則(平成 7. 3. 30 規則第 17 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8. 3. 29 規則第 29 号)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則(平成 9. 3. 31 規則第 38 号)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 12. 3. 30 規則第 27 号）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の規定に基づく一般廃棄物処理券または焼却工場使用券もしくは埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 13. 10. 22 規則第 65 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15. 11. 28 規則第 82 号）

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16. 11. 30 規則第 149 号）

1 この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の際現にある改正前の別記第 2 号様式の 4 の規定に基づく埋立処分場使用券は、この規則の施行の日以後においても、函館市戸井廃棄物最終処分場を除き、使用することができる。
3 前項の埋立処分場使用券は、市長が定めるところにより、改正後の別記第 2 号様式の 4 の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 17. 3. 1 規則第 6 号）

1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号。以下「改正前の商業登記法」という。）第 11 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第 11 条第 1 項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成 17. 3. 31 規則第 44 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の別記第 1 号様式から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成 18. 9. 19 規則第 97 号）

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の日前に交付を受けた改正前の別記第 2 号様式の 3 の規定に基づく焼却工場使用券については、同日以後においても、当該使用券に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）別表第 2 の規定による焼却工場使用料との差額を加算して使用することができる。

附 則（平成 25. 3. 13 規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26. 3. 31 規則第 32 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）
2 改正前の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は、それぞれの対象ごみ袋等 1 枚につき、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年函館市条例第 64 号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額と、当該対象ごみ袋等 1 枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等 1 枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して、それぞれ改正後の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。

3 改正前の別記第 2 号様式の 1 および別記第 2 号様式の 2 の規定に基づく一般廃棄物処理券は、当該一般廃棄物処理券 1 枚につき改正条例附則第 4 項に規定する額を加算して、それぞれ改正後の別記第 2 号様式の 1 および別記第 2 号

様式の 2 の規定に基づく一般廃棄物処理券と引き換えることができる。

- 4 改正前の別記第 2 号様式の 3 の規定に基づく埋立処分場使用券は、当該埋立処分場使用券 1 枚につき改正条例附則第 5 項に規定する額を加算して、改正後の別記第 2 号様式の 3 の規定に基づく埋立処分場使用券と引き換えることができる。

附 則（平成 26. 6. 3 規則第 38 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記第 1 号様式から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成 27. 6. 1 規則第 36 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記第 1 号様式から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋およびごみ処理券は、この規則の施行の日以後においても、使用することができる。

附 則（平成 27. 12. 16 規則第 66 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元. 5. 7 規則第 2 号）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。以下これらを「対象ごみ袋等」という。）は、それぞれの対象ごみ袋等 1 枚につき、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年函館市条例第 9 号。以下「改正条例」という。）による改正前の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号）第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額と、当該対象ごみ袋等 1 枚に係る改正後手数料額（当該対象ごみ袋等 1 枚について改正条例による改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 12 条第 2 項および別表第 1 の規定が適用された場合におけるこれらの規定による当該対象ごみ袋等 1 枚当たりのごみ処理手数料の額をいう。）との差額を加算して、それぞれ改正後の別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 7 までの規定に基づくごみ袋またはごみ処理券（家庭系一般廃棄物の通常処理をする場合の燃やせるごみ、燃やせないごみおよび粗大ごみに係るごみ処理券を除く。）と引き換えることができる。

附 則（令和 3. 3. 25 規則第 29 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 4 号様式、別記第 6 号様式および別記第 8 号様式の規定に基づき提出されている申請書、改正前の別記第 5 号様式の規定に基づき交付されている許可証ならびに改正前の別記第 9 号様式の規定に基づき交付されている証明書は、改正後の別記第 4 号様式および別記第 5 号様式、別記第 6 号様式ならびに別記第 11 号様式の規定に基づき提出された申請書、改正後の別記第 7 号様式および別記第 8 号様式の規定に基づき交付された許可証ならびに改正後の別記第 12 号様式の規定に基づき交付された証明書とみなす。

附 則（令和 4. 2. 28 規則第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

3. 函館市廃棄物減量等推進審議会条例

(平成5年3月29日 条例第5号)

沿革 平成 13. 12. 19 条例第 42 号 | 平成 15. 9. 26 条例第 35 号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、函館市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の排出抑制および再生利用の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (3) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成13.12.19 条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15.9.26 条例第35号)

この条例中第1条の規定は公布の日から〔中略〕施行する。

4. 函館市ごみの散乱防止に関する条例

(平成5年3月29日 条例第10号)

沿革 平成 5.12.22 条例第44号
平成 13. 6.27 条例第32号

平成 30. 6. 8 条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、土地または建物の占有者および市等が一体となって、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(市民等の責務)

第2条 市民等（市民および市内に滞在し、または市内を旅行等により通過する者をいう。以下同じ。）は、家庭外において自らごみを生じさせたときは、これを家庭に持ち帰り、または回収のための容器に収納するなどして、ごみを散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自ら身近な地域および職場等における清掃活動等に参加するよう努めるとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 容器に収納した飲料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するように努めなければならない。

2 容器に収納した飲料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止および再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に規則で定める当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、または販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 観光業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項の旅行業、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテル営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。）は、ごみの散乱の防止について観光客の意識の啓発を図らなければならない。

5 事業者は、ごみの散乱の防止について従業員の意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなけれ

ばならない。

(土地または建物の占有者の責務)

第4条 公衆の利用に供する土地または建物の占有者（占有者がいない場合にあつては、管理者とする。以下同じ。）は、当該土地または建物におけるごみの散乱の防止のため、その利用者の意識の啓発を図るとともに、散乱したごみの清掃、ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置を講じなければならない。

2 土地または建物の占有者は、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、市民等、事業者および土地または建物の占有者に対して必要な指導または援助をし、および関係機関等に対して協力の要請をするものとする。

2 前項の総合的な施策は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ごみの散乱の防止のための意識の啓発および高揚に関する事項

(2) 空き缶、空き瓶等の再資源化の促進に関する事項

(3) ごみの散乱の防止または再資源化のための自主的な活動団体の育成およびその活動の支援に関する事項

(4) その他ごみの散乱の防止に関し必要と認める事項

(自動販売機による販売等の届出)

第6条 第3条第2項の事業者のうち容器に収納した飲料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売する事業者は、その販売を開始した日から15日以内に当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名および住所（法人にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 販売を開始した日

(3) 自動販売機の設置の場所

(4) 第3条第2項に規定する回収容器の設置の

場所

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から 15 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項第 1 号に掲げる事項について変更があった場合

(2) 前項第 3 号または第 4 号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をした場合

(3) 届出に係る自動販売機による容器に収納した飲料の販売を廃止した場合

(承継)

第 7 条 届出者について相続、合併または分割（その届出に係る自動販売機による販売の事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該事業を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から 15 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定による届出、同条第 2 項の規定による届出で同条第 1 項第 1 号の事項の変更に係るもの（氏名または法人の名称に係る届出に限る。）または前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にその届出済証を張り付けておかななければならない。

3 第 1 項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証を亡失し、またはき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合において、当該再交付に係る届出済証については、第 2 項の規定を準用する。

(立入調査)

第 9 条 市長は、ごみの散乱の状況、第 3 条第 2 項に規定する回収容器の設置およびその管理の状況、第 6 条もしくは第 7 条第 2 項に規定する届出または第 8 条第 2 項に規定する届出済

証の張付け状況を調査するため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地または建物に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導および勧告)

第 10 条 市長は、ごみの散乱を防止するため、市民等、事業者または土地もしくは建物の占有者に対し、第 2 条第 1 項に規定するごみの持帰りもしくは回収容器への収納等、第 3 条第 2 項に規定する回収容器の設置およびその適正な管理、第 4 条第 1 項に規定する散乱したごみの清掃、ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置、第 6 条、第 7 条第 2 項もしくは第 8 条第 3 項に規定する届出または第 8 条第 2 項に規定する届出済証の張付け状況について、指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくこれに応じないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(関係法令の活用)

第 11 条 市長は、ごみの散乱を防止するため、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(規則への委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 5.12.22 条例第 44 号）

1 この条例は、平成 6 年 5 月 30 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に自動販売機により容器に収納した飲料を販売している者で、同日以後において引き続き当該自動販売機により容器に収納した飲料を販売するものに係る改正後の第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「その販売を開始した日から」とあるのは、「平成 6 年 5 月 30 日から」とする。

附 則（平成 13. 6.27 条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30. 6. 8 条例第 52 号）

この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

5. 函館市ごみの散乱防止に関する条例施行規則

(平成5年5月28日 規則第41号)

沿革 平成 6. 5.18 規則第41号	平成 16. 2.26 規則第6号
平成 13. 6.27 規則第51号	令和 4. 2.28 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市ごみの散乱防止に関する条例（平成5年函館市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第3条第2項に規定する規則で定める容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 形状は、安定性があり、かつ、飲料を収納していた容器（以下「飲料容器」という。）の投入が容易にできるものであること。
- (3) 容積は、おおむね30リットル以上のものであること。
- (4) 飲料容器以外のものを入れてはならない旨の表示があること。
- (5) 周囲の美観を損なわないものであること。

2 回収容器は、飲料容器を回収するために適当な場所に設置しなければならない。

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建物の内部に設置された自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 工場等の敷地の用に供されている土地に設置された自動販売機で、当該工場等において業務に従事する者その他の関係者以外の者が利用できないもの
- (3) 工事現場等に臨時に設置された自動販売機で、その設置期間が6月未満であるもの
- (4) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第10号の乳類販売業の許可を受けてその営業のために設置した自動販売機

(自動販売機による販売等の届出書等)

第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式の届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第6条第1項の規定による届出 別記第1号様式
- (2) 条例第6条第2項の規定による届出 別記第2号様式

(3) 条例第7条第2項の規定による届出 別記第3号様式

(4) 条例第8条第3項の規定による届出 別記第4号様式
(届出事項)

第5条 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置した年月日
- (2) 自動販売機の型式および製造番号
- (3) 販売する飲料および飲料容器の種類
- (4) 回収容器の材質および容積
- (5) 回収した飲料容器の処理方法
- (6) 自動販売機および回収容器の設置の場所の見取図
(軽微な変更)

第6条 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所と同一の敷地内でのもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置の場所の変更
- (3) 回収容器の設置の場所の変更（前号に掲げる変更を除く。）で、届出に係る場所と同一の敷地内でのもの

(届出済証)

第7条 条例第8条第1項に規定する届出済証は、別記第5号様式によるものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第6号様式の立入調査員証とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年5月30日から施行する。

附 則（平成 6. 5.18 規則第41号）

この規則は、平成6年5月30日から施行する。

附 則（平成 13. 6.27 規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16. 2.26 規則第6号）

この附則は、平成16年2月27日から施行する。

附 則（令和 4. 2.28 規則第4号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

6. 函館市日乃出いこいの家条例

(昭和50年12月23日 条例第53号)

沿革 昭和 51. 12. 27 条例第 48 号
 昭和 53. 3. 31 条例第 7 号
 昭和 55. 3. 31 条例第 7 号
 昭和 56. 10. 5 条例第 35 号
 昭和 58. 10. 7 条例第 17 号
 昭和 61. 10. 20 条例第 36 号
 昭和 63. 3. 31 条例第 5 号
 平成 2. 10. 9 条例第 26 号
 平成 4. 3. 24 条例第 7 号
 平成 5. 12. 22 条例第 45 号

平成 7. 9. 29 条例第 35 号
 平成 9. 9. 24 条例第 33 号
 平成 13. 9. 27 条例第 40 号
 平成 17. 9. 29 条例第 55 号
 平成 17. 12. 19 条例第 107 号
 平成 18. 7. 7 条例第 40 号
 平成 20. 10. 1 条例第 52 号
 平成 26. 9. 25 条例第 57 号
 令和 元. 12. 10 条例第 38 号
 令和 4. 12. 8 条例第 44 号

(設置)

第1条 市民の健康の保持および環境衛生の向上に資するため、余熱利用の入浴施設を設置し、その名称および位置を次のとおり定める。

名称 函館市日乃出いこいの家

位置 函館市日乃出町24番4号

(開館時間および休館日)

第2条 函館市日乃出いこいの家(以下「いこいの家」という。)の開館時間および休館日は、規則で定める。

(使用料)

第3条 いこいの家を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める者について使用料を減免することができる。

(使用の禁止)

第4条 伝染性の疾病にかかっている者は、いこいの家を使用することができない。

(使用の拒否等)

第5条 市長は、いこいの家を使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を拒否し、または退館させることができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号のほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、いこいの家の建物、付属設備、備付物件等を汚損、破損または滅失したときは、市長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 いこいの家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) いこいの家の使用者に関すること。
- (2) いこいの家の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年2月1日から施行する。

(途中略)

附 則(令和4.12.8 条例第44号)

- 1 この条例は、令和4年12月23日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券については、1回券に30円を加算して使用し、または11回券に300円を加算して改正後の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券と引き換えることができる。

別表(第3条関係)

区 分	摘 要	使用料
大 人	12歳以上の者	480円
中 人	6歳以上12歳未満の者	140円
小 人	6歳未満の者	70円
使用回数券	11回券	4,800円

7. 函館市日乃出いこいの家条例施行規則

(昭和51年1月31日 規則第3号)

沿革	昭和 51. 12. 27	規則第 56 号	平成 7. 10. 17	規則第 46 号
	昭和 53. 3. 31	規則第 5 号	平成 9. 10. 6	規則第 62 号
	昭和 55. 3. 31	規則第 7 号	平成 13. 9. 27	規則第 62 号
	昭和 56. 10. 27	規則第 36 号	平成 17. 12. 28	規則第 112 号
	昭和 58. 10. 31	規則第 51 号	平成 18. 7. 24	規則第 88 号
	昭和 61. 10. 27	規則第 55 号	平成 20. 10. 8	規則第 79 号
	昭和 62. 12. 11	規則第 64 号	平成 26. 9. 25	規則第 67 号
	平成 2. 10. 29	規則第 56 号	令和 元. 12. 10	規則第 43 号
	平成 4. 4. 6	規則第 29 号	令和 4. 12. 8	規則第 67 号
	平成 5. 12. 30	規則第 62 号		

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市日乃出いこいの家条例(昭和50年函館市条例第53号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 函館市日乃出いこいの家(以下「いこいの家」という。)の開館時間は、午後3時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(休館日)

第3条 いこいの家の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(1) 金曜日

(2) 1月1日から1月6日までの日および12月31日

(使用券等)

第4条 いこいの家を使用しようとする者は、使用券、使用臨時券または使用回数券を購入し、所定の箇所に提出しなければならない。

2 前項の使用券、使用臨時券および使用回数券の様式は、別表のとおりとする。

(貴重品等の取扱い)

第5条 使用者は、貴重品等については、あらかじめその種類、価格および住所氏名を明示して、いこいの家を管理する者に保管させなければならない。

(盗難等の責任)

第6条 館内における盗難等の事故について、使用者に過失があるときは、市長は、その責めを負わない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、いこいの家を管理する者の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用した付属設備、備付物件等の整理整頓に努めること。

(2) 所定の場所以外で火気を使用し、または喫煙しないこと。

(3) 他の使用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(4) 許可なく看板、ポスター等の掲示をしないこと。

(5) 許可なく物品の展示または販売をしないこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年2月1日から施行する。

(途中略)

附 則(令和4.12.8 規則第67号)

1 この規則は、令和4年12月23日から施行する。

2 この規則の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例施行規則の規定に基づく大人の使用券については、当該使用券に30円を加算して使用することができる。

8. 函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例

(平成10年7月15日 条例25号)

沿革 平成17.12.19 条例第106号
平成23.3.22 条例第12号

平成28.3.15 条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)および法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の届出の際に添付する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧手続および当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者の生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第2条 法第9条の3第2項の規定による調査書の公衆への縦覧および意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「焼却施設」という。)および同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)とする。

2 法第9条の3の3第2項前段に規定する調査書の公衆への縦覧および同項後段に規定する意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 焼却施設または最終処分場の名称
- (2) 焼却施設または最終処分場の設置場所
- (3) 焼却施設または最終処分場の種類
- (4) 焼却施設または最終処分場において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設または最終処分場の処理能力(最終処分場である場合にあっては、埋立処分の見書の提出は、受託者に第4条第2項の縦覧の

用に供される場所の面積および埋立容量)

- (6) 調査の項目
- (7) 縦覧の場所
- (8) 縦覧の期間

2 市長は、市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が法第9条の3の3第2項前段の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 焼却施設を設置しようとする者の氏名または名称
- (2) 焼却施設の名称
- (3) 焼却施設の設置場所
- (4) 焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設の処理能力
- (6) 調査の項目
- (7) 縦覧の場所
- (8) 縦覧の期間
(縦覧の場所および期間)

第4条 調査書の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 函館市環境部(函館市日乃出町26番2号)
- (2) その他市長が必要と認める場所

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(写しの交付)

第5条 何人も、市長に対し、前条第2項の縦覧の期間満了までの間、縦覧に供された調査書の写しの交付を求めることができる。

2 何人も、受託者に対し、前条第2項の縦覧の期間満了までの間、縦覧に供された調査書(法第9条の3の3第2項前段の規定により縦覧に供されたものに限る。)の写しの交付を求めることができる。

3 前2項の規定による調査書の写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を求める者の負担とする。

(意見書の提出先および提出期限)

第6条 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出は、市長に第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに行なければならない。

2 法第9条の3の3第2項後段の規定による意

期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までにしなければならない。

(他の市町との協議)

第7条 市長は、調査書に係る調査を行った地域内に他の市町の区域に属する地域が含まれているときは、当該市町の長に当該調査書の写しを送付し、当該調査書に係る縦覧等に関し協議するものとする。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17. 12. 19 条例第 106 号)

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23. 3. 22 条例第 12 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28. 3. 15 条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

9. 函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則

(平成10年7月15日 規則第44号)

沿革 平成28.3.15 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例(平成10年函館市条例第25号。以下「条例」という。)に基づく縦覧手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧しようとする者は、別記第1号様式の申込書により市長に縦覧の申込みをしなければならない。

2 法第9条の3の3第2項前段の規定により調査書を縦覧しようとする者は、別記第2号様式の申込書により市長または受託者(市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者をいう。以下同じ。)に縦覧の申込みをしなければならない。

(調査書の縦覧)

第3条 調査書の縦覧は、執務時間中にしなければならない。

2 調査書は、縦覧の場所から持ち出すことができない。

3 調査書は、丁寧に取り扱い、破損し、汚損し、または加筆してはならない。

4 市長および受託者は、前3項の規定に違反する者または係員の指示に従わない者に対しては、その縦覧を中止させ、または縦覧を禁止することができる。

(写しの交付手続等)

第4条 条例第5条第1項の規定による写しの交付の請求は別記第3号様式の請求書により、同条第2項の規定による写しの交付の請求は別記第4号様式の請求書によりしなければならない。

2 調査書の写しの交付部数は、写しの交付請求1件につき1部とする。

3 調査書の写しの作成に要する費用は、写しを交付するときに徴収する。

(意見書の記載事項)

第5条 法第9条の3第2項の規定に基づき提出する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および登記された事務所または事業所の所在地)

(2) 焼却施設または最終処分場の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

2 法第9条の3の3第2項後段の規定に基づき提出する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および登記された事務所または事業所の所在地)

(2) 焼却施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28.3.15 規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

10. 函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(昭和60年7月11日 条例第23号)

沿革 平成 3.12.19 条例第 41号
平成 4. 3.24 条例第 4号
平成 7. 3.22 条例第 9号
平成 8.12.19 条例第 33号
平成 9.12.18 条例第 54号

平成16.11.17 条例第 93号
平成16.12.17 条例第145号
平成24. 3.22 条例第 21号
令和 3. 3.15 条例第 36号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽による尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称および所在地
- (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名およびその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項ならびに登録の年月日および登録番号を規則で定める浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法もしくは法に基づく処分またはこの条例もしくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(3) 前条の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその取消の日から起算して2年を経過しないもの

(4) 第15条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号または次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第11条第1項から第3項までの規定のいずれかに適合しない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第6条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(更新の登録)

第7条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業の登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとするときは、更新の登録を受けなければならない。

2 第3条から前条までの規定は、更新の登録に

ついて準用する。

3 更新の登録の申請があつた場合において、前条の登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録または登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同条の登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更があつた日から起算して30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人にあつては、当該法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人にあつては、当該法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人にあつては、当該法人が合併または破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人または法人にあつては浄化槽保守点検業者であつた当該法人の役員

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条の規定による届出があつた場合または登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿に登録した当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(営業所の設置等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の営業所に専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、第1項の営業所に規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定の一に適合しない場合が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業の登録の有効期間(第7条第1項の更新の登録を受けた場合にあつては、当該更新の登録の有効期間)内に、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検業務に関する研修であつて規則で定めるものを受けさせなければならない。

(業務の実施)

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、もしくは実地に監督させ、またはその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、もしくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに、当該浄化槽の管理者および浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所の見やすい場所に、氏名または名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に帳簿を備え、その業務に関して規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条の登録または第7条第1項の更新の登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号または第5号から第7号までの一に該当することとなつたとき。
- (3) 第8条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法もしくは法に基づく処分またはこの条例もしくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合について準用する。

(報告の徴収、立入検査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、浄化槽の保守点検業務に関して報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所または営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条の規定により登録を受けようとする者 1営業所につき 1万6,800円

(2) 第7条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者
1営業所につき 1万6,800円

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の登録または第7条第1項の更新の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条の登録または第7条第1項の更新の登録を受けた者

(3) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者

(2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、帳簿に虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかつた者

(4) 第16条第1項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第21条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第19条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、第2条の登録を受けず、その浄化槽保守点検業を営むことができる。

(4町村編入に伴う経過措置)

3 戸井町、恵山町、楳法華村および南茅部町の編入の日前に北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年北海道条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成3年12月19日条例第41号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第4号)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月22日条例第9号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月19日条例第33号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月18日条例第54号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月17日条例第93号)

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日条例第145号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第36号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の

登録または更新の登録を受けている者については、当該登録または更新の登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第 11 条第 5 項の規定は、適用しない。

1.1. 函館市浄化槽に関する規則

(昭和60年9月28日 規則第66号)

沿革	平成 12. 12. 20	規則第 89 号	平成 18. 1. 23	規則第 2 号
	平成 16. 11. 22	規則第 99 号	平成 24. 3. 29	規則第 32 号
	平成 16. 12. 27	規則第 163 号	令和 3. 3. 17	規則第 11 号
	平成 17. 3. 1	規則第 6 号	令和 4. 2. 28	規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）および函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年函館市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業許可申請書の様式等)

第2条 省令第10条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 省令第10条第2項第3号に規定する書類は、別記第2号様式によらなければならない。

(浄化槽清掃業許可申請書の添付書類)

第3条 省令第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 浄化槽清掃業許可申請者（浄化槽清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者または法人である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。第7条第1項第1号において同じ。）またはその役員を含む。）の略歴を記載した書面

(2) 省令第11条第1号から第3号までに規定する器具の概要を記載した書面

(3) 営業所の付近見取図

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者と汚泥の収集に関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

2 前項第1号に掲げる書面は別記第3号様式に、同項第2号に掲げる書面は別記第4号様式によらなければならない。

(変更の届出書の様式)

第4条 省令第12条の規定による届出書は、別記第5号様式によらなければならない。

(廃業等の届書)

第5条 法第38条の規定による廃業等の届出は、別記第6号様式の届書によらなければならない。

(浄化槽保守点検業登録申請書の様式)

第6条 条例第3条1項に規定する申請書は、別記第7号様式によらなければならない。

(浄化槽保守点検業登録申請書の添付書類)

第7条 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人を含む。第3号において同じ。）が条例第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(2) 営業所に置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書面

(3) 申請者の略歴を記載した書面

(4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の略歴を記載した書面および住民票の写しまたはこれに代わる書面

(5) 営業所に備える器具の概要を記載した書面

(6) 営業所の付近見取図

(7) 法人にあつては、登記事項証明書

(8) 個人にあつては、住民票の写しまたはこれに代わる書面

2 前項第1号、第3号、第4号および第5号に掲げる書面のうち、次の各号に掲げる書面の様式は、当該各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 前項第1号の誓約する書面 別記第8号様式

(2) 前項第3号の略歴を記載した書面 別記第9号様式

(3) 前項第4号の略歴を記載した書面 別記第10号様式

(4) 前項第5号の器具の概要を記載した書面 別記第11号様式

(登録簿の様式)

第8条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、別記第12号様式によるもの

とする。

(更新の登録)

第9条 第6条および第7条の規定は、条例第7条第1項の規定による更新の登録について準用する。

(変更の届書等)

第10条 条例第8条の規定による変更の届出は、別記第13号様式の届書によらなければならない。

2 前項の規定により変更の届出をする場合において当該届出に係る変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を前項の届書に添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 第7条第1項第1号、第3号、第7号および第8号に掲げる書類

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更 第7条第1項第6号および第7号に掲げる書類

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 第7条第1項第7号および新たに役員となる者がある場合においては、当該役員に係る同項第1号および第3号に掲げる書類

(4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第7条第1項第2号および第4号に掲げる書類

(廃業等の届書等)

第11条 条例第9条の規定による廃業等の届出は、別記第14号様式の届書によらなければならない。

2 前項の届出は、条例第9条各号に該当することとなつた日から30日以内にしなければならない。

(営業所の設置)

第12条 浄化槽保守点検業者は、函館市、北斗市または亀田郡七飯町の区域内に営業所を設置しなければならない。

(器具)

第13条 条例第11条第3項に規定する規則で定める器具は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水素イオン濃度指数測定器具

(2) 塩素イオン濃度測定器具

(3) 溶存酸素計

(4) 亜硝酸性窒素測定器具

(5) 透視度計

(6) 残留塩素測定器具

(7) 汚泥沈殿試験器具

(8) 前各号に掲げるもののほか、浄化槽保守点検業務を行うため必要な器具

(研修)

第13条の2 条例第11条第5項の浄化槽の保守点検業務に関する研修であつて規則で定めるものは、次に掲げる事項を含む研修とする。

(1) 浄化槽行政の動向

(2) 浄化槽の構造および機能

(3) 浄化槽の保守点検および清掃

(4) その他浄化槽の保守点検業務に関し必要な事項

2 前項の研修は、法第57条第1項の指定を受けた者その他市長が定める者が実施するものとする。

(標識の様式等)

第14条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 登録年月日

(2) 法人にあつては、その代表者の氏名

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、別記第15号様式によらなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第15条 条例第14条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 浄化槽の保守点検年月日

(2) 保守点検を行つた浄化槽管理者の氏名または名称および当該浄化槽の設置場所

2 条例第14条の規定により浄化槽保守点検業者が営業所に備える帳簿には、毎月末日までに前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、第1項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(立入検査員証)

第16条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第16号様式の立入検査員証とする。

附 則

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

2 戸井町、恵山町、榎法華村および南茅部町の編入の日前に北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年12月20日規則第89号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年11月22日規則第99号)

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成16年 12 月 27 日規則第 163 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 1 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号。以下「改正前の商業登記法」という。）第 11 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第 11 条第 1 項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則 (平成 18 年 1 月 23 日規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日規則第 11 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 2 月 28 日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

1 2. 函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

(平成 24 年 12 月 18 日 条例第 58 号)

沿革 平成 31. 3. 6 条例第 10 号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 21 条第 3 項の規定に基づき、市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門, 上下水道部門または衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物(法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)または旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学, 薬学, 工学または農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては, 土木工学。次号において同じ。)または化学工学に関する科目を修めて卒業した後, 2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学の理学, 薬学, 工学, 農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後, 3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)もしくは高等専門学校または旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学, 薬学, 工学, 農学またはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては, 土木工学。次号において同じ。)または化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後, 4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学, 薬学, 工学, 農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後, 5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科, 化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後, 6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令に基づく中等学校において理学, 工学, 農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後, 7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 6 日条例第 10 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

1 3. 第3次函館市一般廃棄物処理基本計画のあらまし

1 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、生活環境の保全や公衆衛生の向上を確保するために、市町村が策定する計画で、「ごみ処理基本計画」および「生活排水処理基本計画」から構成される。

2 策定の目的

廃棄物の処理に関しては、大量生産、大量消費および大量廃棄型の従来の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直す必要があり、本市においても、第2次計画において、ごみの減量、リサイクルおよび適正処理の推進に努めてきたが、今後も引き続き、実態に即し、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化および適正処理を計画的に推進していくために、方針および方向性を明確にする。

3 計画期間

平成27年度～令和6年度

4 目標年次における推計人口

247,051人

5 ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

循環型社会の形成を今後より一層推進する必要があるため、市、市民、事業者が一体となり、ごみに対する意識改革を図っていかねばならないことから、本計画では、4つの基本方針を掲げ、これらの基本方針に基づき、個別事業を効果的に展開することとする。

ア ごみを出さないライフスタイルの推進

環境啓発、環境教育の一層の推進により、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深め、できる限りごみを出さないライフスタイルの定着を目指す。

- (ア) 環境啓発の推進（環境部ニュースの発行等）
- (イ) 環境教育の充実（環境教育副読本の配付等）
- (ウ) 環境美化の実践（環境美化実践運動の実施等）

イ ごみの減量化と再使用に向けた取り組みの推進

大量生産・大量消費の生活スタイルから脱却し、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化、不要になったものの再使用に向けた取り組みを推進する。

- (ア) 生ごみの減量化方策の推進
- (イ) 集団資源回収の推進
- (ウ) 雑がみの有用利用の推進 ほか

ウ 効果的なリサイクルの実施による更なる循環型社会の確立

ごみの減量化、不要になったものの再使用の取り組みを行った後に排出されるごみは、費用対効果を十分に考慮しながら徹底したリサイクル（再資源化）により、資源の循環を図る。

- (ア) 資源ごみの分別の推進
- (イ) 燃やせないごみ、粗大ごみからの再資源化
- (ウ) 小型家電リサイクルの実施 ほか

エ 適正なごみ処理の確保と環境負荷の小さいごみ処理体制の構築

安全で安心なごみ処理体制を確保するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の軽減や効率的な処理・処分を目指す。

- (ア) ごみ収集運搬体制の効率化
- (イ) 各施設における適正処理・処分の確保
- (ウ) 新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討 ほか

(2) 計画の数値目標

基準年次を平成25年度とし、目標年次の令和6年度における目標値を設定して、ごみの排出抑制・再資源化の推進および最終処分量の抑制を図る。

ア 排出抑制の目標値

目標年次における1人1日当たりのごみ排出量を基準年次の1,158gから1,093g以下とし、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量については、728gから679g以下とする。

イ 再資源化の目標値

目標年次におけるリサイクル率を基準年次の15.4%から20.0%以上とする。

ウ 最終処分量の目標値

目標年次における最終処分量を基準年次の18,971tから14,966t以下とする。

6 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

下水道事業計画区域では公共下水道、それ以外の区域では、合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

(2) 生活排水処理を実施する者

公共下水道については市および函館湾流域下水道事務組合、合併処理浄化槽および単独処理浄化槽については各設置者、し尿処理施設については市が行う。

(3) 処理目標

目標年次において、水洗化・生活雑排水処理人口は218,900人、生活排水処理率は88.6%とする。

(4) 排出量の見込み

目標年次において、し尿および浄化槽汚泥の排出量は、43,056kℓとする。

(5) 普及、啓発活動

下水道事業計画区域内では、改造費貸付制度や啓発活動により、汲み取り便所の水洗化への促進を図っていくとともに、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を促進するため、当該浄化槽の設置費補助制度および融資制度について、市政はこだてや環境部ニュースなどに掲載し啓発活動を行っている。

14. 2023年度（令和5年度）函館市一般廃棄物処理実施計画

函館市告示第136号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和5年度の事業について実施計画を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月1日

函館市長 工 藤 壽 樹

1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 処理区域

函館市の全行政区域

(2) 計画期間

2023年（令和5年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日まで

(3) 処理対象

ごみ、し尿・浄化槽汚泥

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出量

区 分	年間排出量（t）
家庭系ごみ	56,575
事業系ごみ	37,141
合 計	93,716

道路等で発生した所有者が不明な犬・猫等の小動物の死体（事業系燃やせるごみ）	800体
---------------------------------------	------

(2) ごみの排出抑制・リサイクル等の推進の方策

ア ごみを出さないライフスタイルの推進

項 目	概 要
環境部ニュース等の発行	市民生活における環境関連の情報を掲載した環境部ニュースを発行し、環境保全意識の向上を図る。また、ごみ分別アプリを配信し普及を図ることにより、ごみの収集日や分別・排出方法のほか環境に関する情報等を発信し、ごみの適正処理および排出抑制の推進を図る。
ホームページや広報紙等による情報発信	第3次函館市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況や、ごみの排出量の状況等について情報発信し、ごみの減量化・再資源化を推進する。
出前講座および出張講座の開催	町会・自治会や老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の向上を図るため、各団体の要望に応じた出前講座および出張講座を開催する。
環境パネル展の開催	環境月間や3R推進月間に合わせ、地球規模での環境問題や3Rの推進、また、ごみ・生活排水等の身近な環境問題や市の環境状況を函館中央図書館やGスクエアなどにおいてパネルで紹介し、環境保全の啓発を行う。
はこだて・エコフェスタ2023の開催	「循環型社会」を構築するために、3Rの取り組みを進めていくことの重要性や、幅広い年齢層が環境問題に関心を持ち、より良い環境を次世代に引き継ぐことを目的に開催する。

環境教育副読本デジタルブック「くらしの中のごみとエコ」の配信	小学4年生の社会科や総合的学習において「ごみや環境に関する事柄」を学習する中で、より充実した知識を学ぶ教材として、環境教育副読本の配信を行う。
スクールエコニュースおよびこどもエコクラブ環境活動の開催	環境保全や資源を大切にすることを育むため、中学生の視点で身近な環境問題などを自らが調べ、制作するスクールエコニュースや、体験学習を通して環境やリサイクルについて考えるこどもエコクラブ環境活動を開催する。
リサイクルセンターの施設見学の実施	適正なごみ処理の流れや再生利用についての意識の向上を図るため、小学4年生の環境学習をはじめ、広く市民を対象にリサイクルセンターの施設見学を実施する。
環境美化実践運動の実施	ポイ捨てごみを拾い街をきれいにするために、町会・自治会、事業所、協力団体等と連携し、全市一斉清掃や函館港まつり翌朝清掃のボランティア清掃などを実施する。
ごみの散乱防止に関する啓発事業の実施	街の美化と市民モラルの向上を図るため、プラスチック等のごみのポイ捨て防止キャンペーンやクリーン・ウォーキング大作戦等の各種啓発活動を実施する。
函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携	町会・自治会、学校・PTA、老人クラブ等の団体から構成される「函館の街をきれいにする市民運動協議会」との連携を強化し、環境美化啓発の実践を図るとともに、集団資源回収活動への支援等を通じてごみの減量化・再資源化をより一層推進する。

イ ごみの減量化と再使用に向けた取り組みの推進

項目	概要
生ごみの減量化方策の推進	「ダンボール箱を利用した生ごみ堆肥づくり講習会」「ダンボールコンポスト・メイト事業」等の実施により、家庭における生ごみの堆肥化を推進するほか、生ごみの水切りについての情報提供やイベント、料理教室等での水切り袋の配布を行い、生ごみの減量化を推進する。
集団資源回収の促進	町会・自治会、学校・PTA、老人クラブ等の回収団体に対して奨励金を、回収業者に対して謝礼金を支給することにより、資源回収の促進を図る。
古紙類の有用利用の促進	燃やせるごみとして排出されることが多い古紙類の雑がみについて、ホームページ、SNS、出前講座、環境部ニュース、広報紙などにより啓発活動に取り組むとともに、事業所に対しOA用紙やシュレッダーくずの古紙リサイクルの協力要請を行い回収の促進を図る。
函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度	ごみの減量およびリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を優良店等として認定することにより、市民および事業者のごみ減量化の意識の向上を図る。
レジ袋削減の取り組み	市、函館消費者協会および市内のスーパーマーケット事業者が締結したレジ袋削減の取り組みに関する協定に基づき、マイバック等の持参、レジ袋削減の取り組みを積極的に支援し、市民への広報啓発を行う。
食品ロス削減の取り組み	小売事業者と連携した「てまえどり運動」の推進や、飲食店等において食べ残した料理の持ち帰りを推奨するほか、フードドライブの普及啓発など、食品ロスの削減を進めるとともに、事業所から排出される食品ロスの調査を実施する。

自転車・家具の再生利用	リサイクルセンターにおいて、粗大ごみのうち、再生可能な自転車、家具類を修理し、市民に販売することにより再生利用を図る。
プラスチックごみ削減に向けた取り組みの推進	海洋プラスチックごみ対策ポスターの掲示、プラスチックごみ削減パンフレットの配布、函館市電等への広告掲載および海岸美化意識啓発のイベント事業などを実施するほか、プラ資源循環促進法制度の広報を行い、プラスチックごみの排出抑制や適正処理に関する取り組みを推進する。

ウ 効果的なリサイクルの実施による更なる循環型社会の確立

項 目	概 要
資源ごみの分別収集の推進	「缶・びん・ペットボトル」および「プラスチック容器包装」を分別収集し、リサイクルを行う。
燃やせないごみ・粗大ごみからの金属回収	最終処分場に搬入された燃やせないごみおよび粗大ごみから鉄、アルミニウム等の金属類を回収し、リサイクルを行う。 【処理見込量504トン/年】
小型家電のリサイクル	家庭から排出される小型家電で市が拠点回収（市内の民間施設や公共施設等に回収箱を設置）したものや最終処分場に搬入された燃やせないごみの中からピックアップ回収したものを、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の認定事業者に引き渡し、鉄、アルミニウム等のリサイクルを行う。 【処理見込量82トン/年】
乾電池の分別回収	家庭から排出される乾電池を市が拠点回収（町会館・各支所等に回収箱を設置）し、民間の中間処理施設で水銀の処理および鉄、マンガン等のリサイクルを行う。 【処理見込量120トン/年】
焼却灰の再資源化	日乃出清掃工場でのごみの焼却後に発生する焼却残さの一部を民間のセメント製造工場に搬入し、セメント原料としてリサイクルを行う。 【処理見込量729トン/年】

(3) ごみの種類（分別区分）等

ア ごみの種類（分別区分）・処理主体等

(ア) 家庭系ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処分主体	処分方法	
分別区分 (6区分)	燃やせるごみ	市(委託)・排出者	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立
	燃やせないごみ					
	缶・びん・ペットボトル		市(直営)	資源化		
	プラスチック容器包装		市(委託)	資源化		
	粗大ごみ				市(直営)	埋立
	乾電池		市(直営)	市以外	資源化	

臨時ごみ	市(直営・委託)	市(直営・委託), 市以外	焼却・ 資源化	市(直営)	埋立
------	----------	------------------	------------	-------	----

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 臨時ごみは、町会等の清掃活動により回収したごみおよび不法投棄されたごみ。

(イ) 事業系ごみ

種 類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処分主体	処分方法
分別区分 (6区分)	燃やせるごみ	許可業者・排出者・ 市(委託)	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立
	燃やせないごみ					
	缶	許可業者・排出者	市以外	資源化		
	びん		市(直営)	資源化		
	ペットボトル		市(委託)	資源化		
	プラスチック 容器包装					

※ 収集・運搬主体の市(委託)は、戸井支所、恵山支所、榎法華支所および南茅部支所の所管区域(以下「東部4支所所管区域」という。)のみ。

※ 燃やせるごみの焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

※ 木材、木製品および南茅部支所所管区域から発生する昆布残さ等は、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を委託し、市以外の中間処理施設に搬入することとする。

イ ごみ処理計画量

別記「2023年度(令和5年度)ごみ処理計画表」のとおり

(4) 収集運搬計画

ア 家庭系ごみ

市(委託)が収集する家庭系ごみは、計画路線収集方式を基本とし、東部4支所所管区域の一部区域においては、ステーションからの収集とする。ただし、一度に多量に排出されるものは、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、本市の処理施設へ搬入することとする。

区 分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ	函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則(平成5年函館市規則第31号。以下「規則」という。)で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週2回
燃やせないごみ		隔週1回
缶・びん・ペットボトル	中が透けて見える袋に、おおむね容量が40リットル以下になるように詰めて排出すること。	週1回
プラスチック容器包装		

粗大ごみ	市に申し込み，市が指定する収集日に，規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	市が指定する日
乾電池	町会館・各支所等に設置している回収箱に排出すること。	随時

イ 事業系ごみ

事業系ごみは，事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であり，自らが直接施設に持ち込むか，許可業者に委託して施設に搬入することとする。ただし，東部4支所所管区域は，燃やせるごみと燃やせないごみについて，市（委託）が収集する。

区 分	排出方法	収集回数
燃やせるごみ(昆布残さ等を除く。)	規則で定めるごみ袋を使用し，または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けて排出すること。	週 2 回
燃やせないごみ		隔週 1 回

ウ 市で収集（処理）しないごみ

規則第2条第1号から第4号までの規定による一般廃棄物で，次の表の左欄に該当するものは，排出者において処理するものとする。

区 分	例	処理方法
有害性のあるもの	劇薬，農薬	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。
爆発性または引火性のあるもの	L P ガスボンベ，油，シンナー，消火器	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・消火器は特定窓口になっている事業所に相談し，適正な処理を行うこと。
容積がおおむね2立方メートルを超えるもの 重量がおおむね100キログラムを超えるもの 最大の辺または径がおおむね2メートルを超えるもの	ピアノ，ホームタンク（屋外用）	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
自動車，オートバイまたは船舶およびそれらの部品	自動車，オートバイ，タイヤ，バッテリー，マフラー，バンパー，FRP製の船舶，船外機	・販売店等に相談し，適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し，または許可業者へ収集運搬を依頼し，中間処理施設に搬入すること。
自宅治療で使用した注射針等の鋭利なもの	糖尿病等の治療のため使用した注射針，血糖値の測定のために使用した採刺針	・処方された病院等に返却すること。

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物および当該廃棄物に類するもの	ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機（プロジェクションテレビ、有機ELテレビを含む。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼するか、排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集を依頼し、製造メーカーが指定する指定引取場所もしくは中間処理施設に搬入すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に定める指定再資源化製品であって資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に定めるものおよび当該製品に類するもの	パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ	・製造メーカーの自主回収ルートで処理すること。 ・排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、中間処理施設に搬入すること。
	密閉形蓄電池、ボタン電池（リチウムコイン電池を除く。）	・販売店または協力店の回収箱に搬入すること。
堅牢で処理が困難なもの	耐火金庫、灯油タンク（90リットル以上のもの）、電子レンジ、ドラム缶	・販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。 ・排出者自ら運搬し、または許可業者へ収集運搬を依頼し、中間処理施設に搬入すること。

エ 収集運搬許可業者

(3)および(4)の許可業者（限定付き許可業者を除く。）とは、次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町169番地
株式会社亀田清掃	函館市赤川町90番地の4
有限会社亀谷産業	函館市神山3丁目5番30号
協栄廃棄物処理有限会社	函館市海岸町21番14号
有限会社クリーンラビツシュ寺谷	函館市高松町571番地193
株式会社グリーン清掃	函館市東山町144番地201
株式会社佐々木事業所	函館市鍛冶2丁目16番7号
有限会社杉村清掃	函館市赤川町547番地
有限会社杉本衛生設備	函館市西桔梗町589番地6
有限会社第一清掃	函館市桔梗5丁目41番1号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町5番23号
株式会社函館公清	函館市西桔梗町589番地
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町314番地
有限会社丸七運輸	函館市尾札部町344番地の1
株式会社南北北海道清掃公社	函館市戸倉町8番6号

株式会社湯川清掃	函館市戸倉町23番1号
有限会社米田清掃	函館市上湯川町293番地の31

(5) 中間処理計画

ア 処理方法

(ア) 焼却処理

燃やせるごみは、日乃出清掃工場において、焼却処理する。

なお、焼却処理後に発生する焼却残さの一部はセメント原料として再生利用を図る。

(イ) 資源化处理

a リサイクルセンター

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんは、リサイクルセンターにおいて、選別・圧縮・梱包処理する。

このうち、缶は、再生資源業者へ売却し、びんは最終処分場の路盤材等として利用する。ペットボトルは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）による指定法人ルートおよび独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

また、粗大ごみのうち、再生可能な自転車、家具類は、リサイクルセンターに搬入後、修理し、市民に販売する。

b 函館プラスチック処理センター

プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルは、函館プラスチック処理センターにおいて、選別・圧縮・梱包処理する。

このうち、プラスチック容器包装は、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを通じて再生利用を図る。

また、事業系ごみのペットボトルは、独自売却ルートを通じて再生利用を図る。

イ 市の中間処理施設の概要

(ア) 焼却施設

施設名	函館市日乃出清掃工場
所在地	函館市日乃出町26番2号
処理能力	420t/日（120t/日×2基，180t/日×1基）（全連続燃焼式焼却炉）

(イ) 選別・破碎・圧縮施設

施設名	函館市リサイクルセンター	
所在地	函館市東山町151番地6	
主要な施設	リサイクル施設	リフォーム施設
対象品目	缶・びん・ペットボトル	自転車・家具
処理能力	37.75t/日（5時間）	

ウ 市以外の中間処理施設の概要

(7) 破碎施設

a 廃家電品・金属製品等

事業所名	株式会社クロダリサイクル
所在地	函館市西桔梗町246番地27の内・28の内
対象品目	廃家電品 パーソナルコンピュータ 灯油タンク（90リットル以上のもの）
処理能力	264 t／日（8時間）

b 木製品・木材等

事業所名	株式会社亀田清掃 亀田清掃リサイクルセンター
所在地	函館市東山町121番20の内
対象品目	木くず
処理能力	8.2 t／日（8時間）

事業所名	株式会社サンアール
所在地	函館市滝沢町98番地2の内・16の内
対象品目	木くず
処理能力	32 t／日（8時間）

事業所名	株式会社狹々谷建設 E・R・C
所在地	函館市東山町134番2の内
対象品目	木くず
処理能力	600 t／日（8時間）

事業所名	株式会社西武建設運輸
所在地	函館市亀田中野町219番14の内
対象品目	木くず
処理能力	176 t／日（8時間）

(イ) 圧縮施設

事業所名	株式会社馬場本商店	
所在地	函館市西桔梗町112番地の2	
対象品目	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物のうち再生できないもの 電子レンジ 灯油タンク（90リットル以上のもの）	
処理能力	25t/日（8時間）	

(ウ) 選別・圧縮・梱包施設

事業所名	函館プラスチック処理センター	
所在地	函館市東山町149番地の6	
対象品目	プラスチック容器包装	ペットボトル
処理能力	28t/日（7時間）	3t/日（5時間）

(エ) 乾電池再資源化施設

事業所名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所	
所在地	北見市留辺蘂町富士見217番地1	
対象品目	乾電池	
処理能力	100.8t/日（24時間）	

(オ) 肥料製造施設

事業所名	株式会社ばんけいリサイクルセンター 南茅部事業所	
所在地	函館市岩戸町269番地	
対象品目	昆布残さ、ヒトデ、クラゲ、ホタテ養殖事業に伴って生じる付着物および当該事業に伴い発生する死貝、養殖事業に伴い発生する不要となった海草類および海岸に漂着した海草類 （南茅部支所の所管区域から発生するものに限る。）	
処理能力	30t/日（24時間）	

(カ) セメント製造施設

事業所名	太平洋セメント株式会社 上磯工場	
所在地	北斗市谷好1丁目151番	
対象品目	焼却灰	
処理能力	600t/日（24時間）	

(6) 最終処分計画

ア 処分方法

七五郎沢廃棄物最終処分場、恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場において埋立処分を行う。

七五郎沢廃棄物最終処分場では、燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却残さおよび資源化処理残さ等の処分を行う。

このうち、燃やせないごみおよび粗大ごみについては、鉄、アルミニウム等の金属類や小型家電を回収し、再生資源業者へ引き渡しすることにより、有用な資源としての活用を図る。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場では、燃やせないごみから金属類を回収し、再生資源業者へ売却する。

イ 最終処分場の概要

施設名	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
所在地	函館市東山町150番地1
埋立地面積	約258,000平方メートル
埋立地容量	約4,112,000立方メートル
残余容量	約340,000立方メートル（令和5年2月28日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

施設名	函館市恵山廃棄物最終処分場
所在地	函館市高岱町428番地1
埋立地面積	約10,000平方メートル
埋立地容量	約18,300立方メートル
残余容量	約9,414立方メートル（令和5年2月28日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

施設名	函館市南茅部廃棄物最終処分場
所在地	函館市豊崎町209番地1
埋立地面積	約5,500平方メートル
埋立地容量	約17,400立方メートル
残余容量	約6,897立方メートル（令和5年2月28日現在）
埋立方式	準好気性層状埋立

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

生活排水は、下水道事業計画区域では公共下水道、それ以外の区域では、合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

このうち、本計画において処理対象としているし尿（汲み取りし尿）および浄化槽汚泥

は、次のとおり処理する。

(2) し尿および浄化槽汚泥等の処理計画

ア し尿および浄化槽汚泥等の排出量等

項 目		人口 (人)	年間排出量 (k1)	収集量 (k1)	処理量 (k1)
総数		243,942	47,737	47,737	47,737
汲み取りし尿	市(委託)収集	22,082	38,943	38,943	38,943
	許可業者収集		4,167	4,167	4,167
	計	22,082	43,110	43,110	43,110
下水道		215,966			
浄化槽汚泥		5,894	4,627	4,627	4,627

※ 人口は2023年(令和5年)1月末現在

イ 処理主体

区 分	収集・運搬主体	処理主体
汲み取りし尿	市(委託)・許可業者	市(直営)
浄化槽汚泥	許可業者	

ウ 収集運搬計画

(ア) 一般の家庭から排出されるし尿の収集は、次に掲げる区域の区分に応じ、次に定めるところによる。

- a 下水道法第2条第8号に規定する処理区域のうち、入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、中島町、千代台町、堀川町、高盛町、宇賀浦町、日乃出町、的場町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、金堀町、乃木町、柏木町、川原町、深堀町、駒場町、広野町、湯浜町、湯川町1丁目、湯川町2丁目、湯川町3丁目、戸倉町、榎本町、花園町、日吉町1丁目、日吉町2丁目、日吉町3丁目、日吉町4丁目、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、上湯川町、西旭岡町1丁目、西旭岡町2丁目、西旭岡町3丁目、根崎町、高松町、志海苔町、赤坂町、銭亀町、新湊町、古川町、石崎町、鶴野町、白石町、富岡町1丁目、富岡町2丁目、富岡町3丁目、中道1丁目、中道2丁目、山の手1丁目、山の手2丁目、山の手3丁目、本通1丁目、本通2丁目、本通3丁目、本通4丁目、鍛冶1丁目、鍛冶2丁目、陣川1丁目、陣川2丁目、神山1丁目、神山2丁目、神山3丁目、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、美原5丁目、赤川1丁目、北美原1丁目、北美原2丁目、北美原3丁目、石川町、桔梗町、桔梗1丁目、桔梗2丁目、桔梗3丁目、桔梗4丁目、桔梗5丁目、西桔梗町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、昭和4丁目、亀田本町、亀田港町の区域(除外区域を除く)および東部4支所所管区域は、収集希望に沿って収集する。ただし、申込みがあった場合は、そのつど収集する。
- b aに掲げる区域以外の区域は、原則として月1回収集する。ただし、申込みがあった場合は、そのつど収集する。

(イ) 事業所等から排出されるし尿は、排出者自らが収集運搬許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

(ウ) 浄化槽汚泥は、排出者自らが収集運搬許可業者に委託して市の処理施設に搬入するものとする。

エ 収集運搬許可業者

(2)の許可業者とは、次の表に掲げる者をいう。

名 称	所 在 地
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町169番地
株式会社亀田清掃	函館市赤川町90番地の4
有限会社亀谷産業	函館市神山3丁目5番30号
函館環境衛生株式会社	函館市金堀町5番23号
はこだて清掃株式会社	函館市上湯川町314番地
有限会社村上清掃	函館市川汲町986番地11

オ 処理計画

(ア) 処理方法

し尿および浄化槽汚泥は、市のし尿処理施設に搬入され前処理が行われた後に、下水道消化槽に投入する方法や、希釈して公共下水道へ放流する方法で処理を行う。

(イ) 処理施設の概要

施 設 名	函館市し尿処理場
所 在 地	函館市日乃出町26番2号
処 理 能 力	244kl/日

(3) 普及・啓発活動

下水道事業計画区域では、改造費貸付制度や啓発活動により、汲み取り便所の水洗化への促進を図っていくとともに、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、当該浄化槽の設置費補助および融資あっせん等の助成を行い、ホームページ、「市政はこだて」などに掲載し普及促進を図る。

別記

2023年度（令和5年度）ごみ処理計画表

区 分	年間 排出量 (t)	収集量(t)				処理量(t)				
		直営・ 委託収集	許可業者 収集	自己搬入	計	焼 却	埋 立	資源化	計	
総 数	93,716	48,711	31,930	13,075	93,716	77,066	8,565	8,085	93,716	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	42,255	38,237	670	3,348	42,255			42,255	
	燃やせないごみ	6,656	2,490	889	3,277	6,656	13	6,070	573	6,656
	缶・びん・ペットボトル	4,158	4,142	0	16	4,158	266	253	3,639	4,158
	プラスチック容器包装	2,730	2,730	0	0	2,730	130	0	2,600	2,730
	粗大ごみ	532	532	0	0	532	66	382	84	532
	雑ごみ(臨時ごみ・乾電池・ 小型家電)	244	244	0	0	244	16	37	191	244
	計	56,575	48,375	1,559	6,641	56,575	42,746	6,742	7,087	56,575
事業系ごみ	燃やせるごみ	34,262	318	28,779	5,165	34,262			34,262	
	燃やせないごみ	1,982	18	718	1,246	1,982	4	1,792	186	1,982
	びん・ペットボトル	884	0	861	23	884	53	31	800	884
	プラスチック容器包装	13	0	13	0	13	1	0	12	13
	計	37,141	336	30,371	6,434	37,141	34,320	1,823	998	37,141

※ 2023年（令和5年）1月末人口：243,942人

15. 函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、国および地方公共団体以外の事業者が行う廃棄物の処理施設等の設置等に関し必要な事項を定め、周辺環境の保全を図るとともに、廃棄物の再生利用および適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 最終処分場 令第5条第2項および第7条第14号に規定する処理施設
 - イ 焼却施設 令第5条第1項に規定する焼却施設ならびに令第7条第3号、第5号、第8号、第12号および第13号の2に規定する処理施設
 - ウ 中間処理施設 令第5条第1項（焼却施設を除く。）、第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2、第9号から第11号の2まで、第12号の2および第13号に規定する処理施設
 - エ 処分業施設 アからウまでに掲げる処理施設以外の処理施設で廃棄物の処分の用に供するものうち、1日当たりの処理能力（1時間当たりの処理能力に稼働時間（稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には、8時間）を乗じて得た数値をいう。以下単に「処理能力」という。）が5トン以上のもの。
- (5) 廃棄物処理施設の設置等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 廃棄物処理施設の設置
 - イ 前号アからウまでに掲げる処理施設にあっては、法第9条または第15条の2の6に規定する変更（変更の許可を受けなければならない場合に限る。）
 - ウ 前号エに掲げる処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更
 - (ア) 処理能力（処理能力が10パーセント以上増大する場合に限る。）
 - (イ) 設置場所
- (6) 廃棄物処理施設設置者 廃棄物処理施設の設置等を行おうとする者をいう。
- (7) 処分事業者 一般廃棄物処分業、産業廃棄物処分業または特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者および既に許可を受けている者をいう。
- (8) 地域関係者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業計画に係る敷地の境界に接する土地の所有者および当該土地を使用する権原を有している者
 - イ 事業計画に係る敷地を区域に含む町会等

ウ 事業計画に係る敷地の境界から概ね500メートルの距離の範囲内の居住者および事業活動を営む者

エ ウに掲げる居住者が属する町会等
(市の責務)

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等に係る敷地の位置が都市計画上支障のない位置である場合に限り、廃棄物処理施設の設置等に係る許可を行うものとする。

2 市は、廃棄物処理施設の設置等および維持管理に関し、環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設設置者および処分事業者に対し指導、助言、監督その他必要な措置を講じなければならない。

3 市は、法第15条の2の2に規定する定期検査の結果の公表等により、廃棄物処理施設の運営の透明性を確保しなければならない。

4 市は、廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境を保全するため、廃棄物処理施設を設置した者が次条第4項第2号に規定する環境モニタリングの結果、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに調査を行い、その結果を公表するものとする。

5 市は、法、令、省令およびこの要綱における廃棄物処理施設の設置等に関する手続等に関し、地域関係者等から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(廃棄物処理施設設置者および処分事業者の責務)

第4条 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、廃棄物処理施設の設置等もしくは維持管理または廃棄物の処理に当たっては、法、令、省令その他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 廃棄物処理施設設置者（処分業施設を設置する者に限る。）は、法第8条第2項第7号または第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画に準じた計画を策定しなければならない。

3 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、廃棄物処理施設の設置等もしくは維持管理または廃棄物の処理に起因する公害および災害等の発生を防止するとともに周辺環境の保全を図り、市民の健康および財産に被害を与えないようにしなければならない。

4 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、前3項に規定するもののほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 騒音、振動、悪臭など環境に影響を及ぼすおそれがある廃棄物処理施設にあっては、適切な対策を講ずること。この場合において、市街化調整区域内での設置に当たっては、次の基準を満たすよう努めるものとする。

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する第3種区域の規制基準

イ 振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する第2種区域の規制基準

ウ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に規定するA区域の規制基準

(2) 最終処分場ならびに処理水を生じる中間処理施設および処分業施設が、法第8条第2項第7号も

しくは第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画または第2項の規定による計画に基づく環境モニタリングの結果、周辺地下水または河川に影響を及ぼすおそれがあると判断される場合には、定期的に水質検査を実施し、その状況を確認すること。

(3) 廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合の生活環境への影響に備えるため、事故監視装置の設置などの監視体制、関係機関への連絡体制および事故時の対応等を、前号の維持管理に関する計画に明記すること。

5 廃棄物処理施設設置者および処分事業者は、前項第2号の規定により状況を確認した結果、周辺地下水または河川への影響が認められた場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

6 処分事業者は、北海道の区域外で発生した廃棄物を市の区域内において処分する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市の区域内において焼却処分または最終処分を目的とする搬入をしないこと。

(2) 再生利用を目的として市の区域内に存する中間処理施設に搬入する場合には、北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号）第24条の規定に基づき、事前に北海道と協議すること。

（立地基準等の遵守）

第5条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等に当たって周辺の自然環境等への配慮や安全な地形の選定がなされるよう、処理施設の立地、敷地の造成等および構造等について市長が別に定める「廃棄物処理施設の立地に関する基準」（以下「立地基準」という。）、「廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準」（以下「造成基準」という。）および「廃棄物処理施設の構造等に関する基準」（以下「構造基準」という。）を遵守しなければならない。

2 立地基準および造成基準は、廃棄物処理施設の設置等に係る敷地の位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域または工業地域の区域内（同項第2号の規定による第2種特別工業地区の区域内を除く。）である場合は適用しない。

3 第2章から第4章までの手続を経て設置された廃棄物の処理施設等の敷地において、新たに廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場合は、立地基準に適合しているものとみなす。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 中間処理施設、処分施設または1日当たりの処理能力が5トン未満の処理施設のみが設置されている敷地において、最終処分場または焼却施設の設置等を行おうとするとき

(2) 当該敷地内の全ての廃棄物処理施設について第21条第2項の規定により廃止する旨の届出があった場合または建築物もしくは廃棄物の処理施設等の設置状況、稼働状況等から当該敷地内における全ての廃棄物処理施設が廃止されていると市長が判断したとき

4 最終処分場などの大規模な廃棄物処理施設を設置する場合は、事前に地質調査を行い、地質断面ならびに地下水の水位および流向を確認し、安全に配慮した事業計画を策定しなければならない。

第2章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

（事前協議）

第6条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等の事業計画（以下「事業計画」という。）に係る敷地が立地基準に適合すると確認したときは、あらかじめ事業計画について市長と協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

（事前協議書の提出および住民周知）

第7条 廃棄物処理施設設置者は、事前協議を行おうとする場合は、別記第1号様式の廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は、市長に事前協議書を提出したときは、提出した日から5日以内に地域関係者等へ事業計画を周知（以下「住民周知」という。）しなければならない。

3 住民周知は、事業計画地が接する道路に面する場所で地域関係者等が視認できる箇所に、別記第2号様式による標識を設置して行うとともに、地域関係者等から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（事前協議通知書）

第8条 市長は、廃棄物処理施設設置者から事前協議書の提出があった場合は、市の土地利用計画等との整合性および関係法令等に定める手続等についての確認を行い、その結果を別記第3号様式の事前協議通知書により廃棄物処理施設設置者に通知するものとする。

2 廃棄物処理施設設置者は、前項の事前協議通知書を受領したときは、その指示に従わなければならない。

3 第1項の事前協議通知書による通知は、市長が廃棄物処理施設設置者に対して廃棄物処理施設の設置等に関する権利を付与するものではない。

第3章 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査

（事前審査申請）

第9条 廃棄物処理施設設置者は、前条第1項の事前協議通知書により、市の土地利用計画等に整合する旨の通知を受けたとき（当該通知を受けた日が住民周知を行った日から起算して30日を経過する前にあっては、30日を経過したとき）は、市長に別記第4号様式の廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査申請書（以下「事前審査申請書」という。）を提出して事前審査を受けなければならない。

2 事前審査申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、添付できない図書があるときは、その理由を記した書面を添付するものとする。

(1) 事業内容を記載した書面

(2) 施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書面

- ア 施設の位置
- イ 廃棄物処理施設の種類
- ウ 処理する廃棄物の種類
- エ 施設の処理方式
- オ 施設の構造および設備
- カ 処理に伴い生ずる排ガスおよび排水の量および処理方法（排出の方法（排出口の位置，排出先等を含む。）を含む。）
- キ 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量および同項に規定するばい煙濃度ならびにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。），放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- (3) 焼却施設，中間処理施設または処分業施設に関する書類
 - ア 位置図，配置図および造成計画平面図
 - イ 処理工程図および設計計算書
 - ウ 施設に係る平面図，立面図，断面図および構造図
 - エ 各設備の仕様書
 - オ 下水処理に関する書類
 - カ 処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- (4) 最終処分場に関する書類
 - ア 位置図，造成計画平面図，立面図，縦断面図，横断面図および構造図
 - イ 設計計算書および汚水処理工程図
 - ウ 周囲の地形を明らかにする図面
 - エ 地質および地下水の状況を明らかにする図面
 - オ 埋立処分計画書
 - カ 災害防止計画書
 - キ 放流先について説明する図面
 - ク 閉鎖後の管理計画書および跡地利用計画書
- (5) 施設の維持管理に関する計画に係る書面
 - ア 排ガスの性状，放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - イ 排ガスの性状および放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - ウ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- (6) 環境影響調査書（省令第3条の2各号および第11条の2各号に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査するほか，自然環境等へ影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には，市長が指定する事項を調査すること。）
- (7) 施設の設置および維持管理に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 附近見取図（計画予定地の敷地境界から周辺500メートル以内の住民の居住状況が判断できるもの）
- (9) 地番図および現況図（計画予定地の位置を朱記したもの）
- (10) 計画予定地に係る登記事項証明書（計画予定地が借地である場合は，賃貸契約書等の使用権原

を有することを証する書類の写しを添付すること。）

(11) 関係機関（道路管理者，河川および水路等の管理者ならびに水利権者等）との協議が調った旨の書面の写し

(12) その他市長が必要と認める図書（事前審査）

第10条 市長は，事前審査申請書を受理したときは，速やかに内容の審査を行い，その結果を廃棄物処理施設設置者に対し別記第5号様式の事前審査指導通知書により通知するものとする。

2 廃棄物処理施設設置者は，前項の事前審査指導通知書により，市長から事前審査申請書の内容が法，令，省令および関係法令等の基準に適合せず変更等の指示があったとき，または廃棄物処理施設設置者がその内容を変更するときは，新たに事前審査申請書を作成し，市長に提出しなければならない。

（地域関係者等に対する説明）

第11条 廃棄物処理施設設置者は，前条第1項の規定に基づく事前審査指導通知書において変更等の指示がないときは，速やかに地域関係者等に対して説明会を開催し，事業内容その他必要な事項について説明しなければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は，前項に規定する説明会を行ったときは，別記第5号様式の2の説明会実施報告書を市長に提出しなければならない。

3 廃棄物処理施設設置者は，第1項に規定する説明会の結果，地域関係者等から出された生活環境保全上の意見について，地域関係者等と協議のうえ，必要に応じて事業計画または法第8条第2項第7号もしくは第15条第2項第7号に規定する維持管理に関する計画もしくは第4条第2項の規定による計画に反映しなければならない。

4 廃棄物処理施設設置者は，前項の規定により計画を変更したときは，速やかにその変更した内容を市長に報告しなければならない。

（地域関係者等の同意）

第12条 廃棄物処理施設設置者は，設置する施設が最終処分場または焼却施設に係るものにあつては，地域関係者等（第2条第8号ウに該当する者を除く。次項および第3項において同じ。）の同意を書面により得なければならない。

2 廃棄物処理施設設置者は，前項の規定に基づく地域関係者等の同意が得られない場合にあつては，同意が得られない理由を記した書面を市長に提出しなければならない。

3 市長は，前項の書面の提出があつたときは，地域関係者等から意見の聴取を行い，市長が必要と認めるときは廃棄物処理施設設置者に対して事業内容および環境影響調査等の補正（以下「事業内容等の補正」という。）を行わせるものとする。

4 廃棄物処理施設設置者は，事業内容等の補正を終えたときは，速やかに地域関係者等に対して説明会を開催し，事業内容等の補正について説明をしなければならない。

（環境保全に関する協定の締結）

第13条 廃棄物処理施設設置者は，廃棄物処理施設

の設置等に関し、地域関係者等（第2条第8号に規定する者のうちアおよびウに掲げる者を除く。次項において同じ。）から廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に基づき実施する環境モニタリング結果の公表等の生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2 市は、地域関係者等が前項に規定する協定の締結をしようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

（適用除外）

第13条の2 次の各号に掲げる廃棄物処理施設の設置等については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 法第9条の3の3の規定により市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該処分を行うために設置する廃棄物処理施設
- (2) 令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物処理施設のうち、移動することができるよう設計したもの（粒度調整が可能なアタッチメントを装着したものを含む。）であって、工事現場および工事と一体として管理されている仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置するもの（一部適用除外）

第13条の3 廃棄物処理施設の設置等のうち、既存の廃棄物処理施設（令第5条の2および第7条の2に該当する廃棄物処理施設を除く。）を更新する場合であって、当該更新により処理能力が減少するときまたは当該更新による処理能力の増加が10%未満であるときはその設置に当たり第11条および第13条の手続を要しない。

第4章 廃棄物処理施設の設置等に関する許可申請および検査等

（廃棄物処理施設の設置等の許可申請等）

第14条 廃棄物処理施設設置者は、第6条から第13条までの規定に基づく廃棄物処理施設の設置等に係る事前の手続が完了したときは、法に基づく許可申請（処分業施設にあっては、別記第6号様式の廃棄物処理施設設置届出書による届出。以下「許可申請等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する許可申請等があった場合において、その許可申請等が法、令、省令および関係法令等に適合すると認めるときは、許可証（届出に係るものについては、別記第7号様式の適合通知書。第17条において「許可証等」という。）を交付するものとする。

（縦覧等の手続）

第15条 市長は、前条第1項の許可申請が最終処分場または焼却施設に係るものである場合にあっては、法第8条第4項または第15条第4項の規定に基づき、当該許可申請の内容および縦覧場所を告示するとともに当該許可申請書および法第8条第3項または第15条第3項の書類を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の縦覧場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 函館市環境部（函館市日乃出町26番2号）
- (2) その他市長が必要と認める場所

（関係市町への通知および意見聴取）

第15条の2 市長は前条第1項の告示をしたときは、法第15条第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町の長に通知し、当該告示に係る施設について生活環境保全上の見地から意見を聴取しなければならない。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる市町の長に対して行うものとする。

- (1) 生活環境影響調査で、施設の設置による影響が最大となると予測された地点を管轄する市町
- (2) その他市長が特に生活環境保全上関係があると認めた市町

3 第1項の意見は、原則として前条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに聴取するものとする。

（意見書の提出）

第16条 廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、法第8条第6項もしくは第15条第6項の規定に基づき、第15条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

（廃棄物処理施設の設置等の着手）

第17条 廃棄物処理施設設置者は、第14条第2項に規定する許可証等の交付を受けたときは、処理施設の設置等に着手することができる。

（廃棄物処理施設の設置等の検査）

第18条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の設置等を完了したときは、遅滞なく法に基づき廃棄物処理施設の使用前検査の申請を行うものとする。ただし処分業施設にあっては、別記第8号様式の廃棄物処理施設使用前検査申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の使用前検査申請があった場合において、設置された廃棄物処理施設と許可または届出の内容とに相違がないか検査を行い、その検査結果を別記第9号様式の廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（処分業施設にあっては、別記第9号様式の2の廃棄物処理施設使用前検査結果通知書）により廃棄物処理施設設置者に通知するものとする。

（業の許可申請等）

第19条 前条第2項の規定に基づく検査の結果、許可または届出の内容に適合していることが認められた場合においては、処分事業者は、当該処理施設の使用開始前に一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業もしくは特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく許可の申請が法第7条第5項もしくは第10項、第7条の2第2項、第14条第5項もしくは第10項、第14条の2第2項、第14条の4第5項もしくは第10項または第14条の5第2項に適合すると認めるときは、許可証を交付するものとする。

第5章 廃棄物処理施設の維持管理等
（使用開始）

第20条 廃棄物処理施設設置者は、法および関係法令等の手続が完了したときは廃棄物処理施設を使用

することができる。

- 2 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の使用を開始しようとするときは、別記第10号様式の廃棄物処理施設使用開始報告書を市長に提出しなければならない。

(廃止、休止または再開の届出等)

- 第21条 廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理施設の使用の一部または全部の廃止、休止または再開(以下「廃止等」という。)をしようとするときは、市長と協議しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設設置者は、前項の規定に基づく廃止等の協議が調ったときは、法に基づく軽微変更等届出書(処分業施設にあつては、別記第11号様式の廃棄物処理施設の廃止等の届出書)を市長に提出するとともに必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(事前協議等の有効期限)

- 第22条 第8条第1項の事前協議通知書により事業計画が適合する旨の通知を受けた場合において、廃棄物処理施設設置者が通知を受けた日から起算して1年以内に第9条第1項に規定する事前審査申請を行わなかったときまたは第10条第2項の規定により、新たに事前審査申請書を提出しなければならない場合において、同条第1項の事前審査指導通知書の交付を受けた日から起算して1年以内に新たな事前審査申請書が提出されないときは、第6条に規定する事前協議は行われなかったものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 函館市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成6年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(既存の廃棄物処理施設の取扱い)
- 3 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設について、この要綱の施行の日(以下「基準日」という。)における廃棄物処理施設の敷地内(最終処分場を除く。)におけるもので、省令第5条の2各号および省令第12条の8各号のいずれにも該当しない軽微な変更をする場合にあつては、この要綱は適用しない。
- 4 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設について、次に掲げる範囲内において増設する場合にあつては、立地基準は適用しない。
 - (1) 最終処分場にあつては、埋立面積および埋立容量が基準日における規模の1.5倍以内の増設で、増設する部分が造成基準および構造基準に適合している場合
 - (2) 中間処理施設にあつては、基準日における敷地内で行われるもので、かつ処理能力が基準日の1.5倍以内の増設で、施設が構造基準に適合している場合
(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)
- 5 法第15条の2の5の規定に基づき、届け出をしようとする者については、この要綱を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
(4町村に存する既存の廃棄物処理施設の取扱い)
- 2 この要綱の施行の際、編入前の戸井町、恵山町、楸法華村および南茅部町の区域(以下「4町村の区域」という。)に、現に存する廃棄物処理施設(以下「4町村の廃棄物処理施設」という。)について、廃止前の戸井町廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成16年9月1日施行)、恵山町廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成16年9月1日施行)、楸法華村廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成16年9月1日施行)、または南茅部町廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成16年9月1日施行)(以下「4町村の要綱」という。)の施行日における4町村の廃棄物処理施設の敷地内(最終処分場を除く。)において、省令第5条の2各号および省令第12条の8各号のいずれにも該当しない軽微な変更をする場合にあつては、この要綱は、適用しない。
- 3 4町村の廃棄物処理施設について、次に掲げる範囲内において増設する場合にあつては、立地基準は、適用しない。
 - (1) 最終処分場にあつては、埋立面積および埋立容量が4町村の要綱の施行日における規模の1.5倍以内の増設で、増設する部分が造成基準および構造基準に適合している場合
 - (2) 中間処理施設にあつては、増設が編入日における4町村の廃棄物処理施設の敷地内で行われるもので、かつ、処理能力が4町村の要綱の施行日における処理能力の1.5倍以内の増設であつて、施設が構造基準に適合している場合

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(既存の廃棄物処理施設の取扱い)
- 2 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設(第2条第4号エに掲げるものに限る。)に係る第4条第2項の規定は、当分の間適用しない。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する廃棄物処理施設に係る第4条第4項および第5項の規定は、当分の間適用しない。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

16. 市が処理する産業廃棄物の指定

函館市告示 134 号

函館市産業廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、市が処理（焼却処分または埋立処分に限る。）する産業廃棄物（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）に規定する判定基準に適合しないものを除く。）を次のとおり指定する。

なお、平成 16 年函館市告示第 301 号は、廃止する。

平成 17 年 4 月 1 日

函館市長

1 条例第 14 条第 1 項の規定により指定する産業廃棄物

(1) 焼却処分をする産業廃棄物

種 類	(1) 紙くず (2) 動植物性残さ (3) その他特に認めたもの
形 状	(1) 動植物性残さは、脱水し、かつ、最大の辺または径がおおむね 50 センチメートル以下になるようにこん包したもの (2) (1) に掲げるもの以外のものについては、長さがおおむね 50 センチメートル以下になるように切断し、かつ、最大の辺または径がおおむね 50 センチメートル以下になるように結束し、またはこん包したもの (3) その他特に認めたもの

(2) 埋立処分をする産業廃棄物（函館市恵山産業廃棄物最終処分場を除く。）

種 類	特に認めたもの
形 状	特に認めたもの

2 条例第 14 条第 2 項の規定により指定する産業廃棄物

種 類	特に認めたもの
形 状	特に認めたもの

※ 平成 19 年 4 月 1 日 函館市告示第 121 号により一部改正

※ 平成 19 年 10 月 1 日 函館市告示第 347 号により一部改正

※ 平成 30 年 4 月 1 日 函館市告示第 122 号により一部改正

17. 函館市産業廃棄物搬入規程

(目的)

第1条 この規程は、函館市の七五郎沢廃棄物最終処分場、戸井廃棄物最終処分場、南茅部廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）および日乃出清掃工場（以下「清掃工場」という。）へ搬入される産業廃棄物について、その形状、搬入状況等の指導を行うことにより、処分場および清掃工場の適正管理、運営を図ることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程は、産業廃棄物を搬入する場合に適用する。ただし、市長が特に認めた産業廃棄物については、この限りでない。

(事前協議)

第3条 産業廃棄物の搬入を行おうとする者（以下「事業者等」という。）は、あらかじめ市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。また、協議した事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項に掲げる事前協議は、産業廃棄物搬入事前協議書（様式第1号）を処分場または清掃工場へ提出し、処分場または清掃工場より産業廃棄物搬入指示書（様式第2号）および搬入票（様式第3号）を受領し行うものとする。ただし、戸井廃棄物最終処分場に搬入しようとするときは、別に定める様式により事前協議を行うものとする。

(搬入票)

第4条 産業廃棄物を処分場または清掃工場に搬入する場合には、第3条第2項の搬入票を当該施設の受付窓口に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 事業者等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 函館市の区域外から発生する産業廃棄物は、函館市の処分場または清掃工場に搬入しないこと。
- (2) 事前協議中は、産業廃棄物を函館市の処分場または清掃工場に搬入しないこと。
- (3) 産業廃棄物の飛散落下防止のため、シートまたはネットで固定すること。
- (4) 産業廃棄物を過剰に積載して搬入しないこと。
- (5) 産業廃棄物の発生量を抑制し、減量化および再資源化に努めること。
- (6) 焼却可能な産業廃棄物は、できるだけ最終処分を避けるよう努めること。
- (7) 市が処理する産業廃棄物の指定の告示内容を厳守すること。
- (8) 安全確保に十分留意して作業し、係員の指示

に速やかに従うこと。

(9) 戸井廃棄物最終処分場には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量が4,000キログラムを超える自動車による搬入はできないこと。

(搬入拒否)

第6条 事業者等が、この搬入規程に違反した場合には、産業廃棄物の搬入を拒否できるものとする。

附 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。
この規定は、平成16年12月1日から施行する。
この規定は、平成17年4月1日から施行する。
この規定は、平成18年10月1日から施行する。
この規定は、平成19年10月1日から施行する。
この規定は、平成23年5月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。

18. 函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係る指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）第10条第2項の規定に基づいて市が行う集合住宅におけるごみの排出の指導に関し必要な事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、アパートおよびマンション等の集合住宅（1棟の建築物のうち、その内部の独立して住宅の用に供される部分が2戸以上あり、かつ、それら各戸が水平または垂直の方向に連続している形式の建築物で、所有者と入居者との間における賃貸または分譲の契約により住宅の用に供されているものをいう。以下同じ。）について適用する。

(事前協議)

第3条 建築主または所有者が、集合住宅の新築または増改築等をする場合において、ごみ容器等（集合住宅の居住者がごみを排出する場合に共同で用いる別紙に掲げのごみ容器およびごみの集積設備ならびにごみの集積場所をいう。以下同じ。）を設置しようとするときまたは設置しているごみ容器等の変更をしようとするときは、あらかじめ当該ごみ容器等の位置および規模等について、函館市環境部長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、別記第1号様式の協議書によってしなければならない。

(ごみ容器等の設置基準)

第4条 集合住宅におけるごみ容器等の設置は、別紙の基準によらなければならない。

(管理責任者の選定等)

第5条 集合住宅において、ごみ容器等を設置するときは、その管理責任者を定めなければならない。

2 前項の管理責任者に変更があったときは、当該集合住宅の建築主または所有者等は、速やかにその旨を函館市環境部長に申し出なければならない。

(管理責任者の責務)

第6条 前条第1項の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、ごみ容器等の周辺を常に清潔に保つ等生活環境上およびごみの収集作業上の支障を来さないよう、ごみ容器等およびその周辺の適正な管理をしなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による責務に関し、市の指導を受けたときは、速やかにごみ容器等の適切な管理のために必要な措置をしなければならない。

3 集合住宅の居住者がごみの排出を適正に行わない場合において、市が当該居住者を指導しても改善されないときは、当該管理責任者は、その責任において、当該集合住宅におけるごみの排出が適正に行われるようにしなければならない。

(勧告)

第7条 函館市環境部長は、第4条の規定によるごみ容器等の設置について、別紙の基準に適合していないと認められる場合または管理責任者が前条の規定による責務を十分に遂行していないと認められる場合には、当該集合住宅の管理責任者または所有者に対して、ごみ容器等の改善および管理責任者の責務の遂行について、勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、別記第2号様式の勧告書によりするものとする。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月2日から施行し、同日以後に新築および増改築等を行おうとする集合住宅について適用する。

2 この要綱の施行前に設置されたごみ容器等の管理者は、その管理に係るごみ容器等について、第4条に規定する基準に適合するよう努めなければならない。

3 第5条の規定は、この要綱の施行前にごみ容器等が設置されている場合で、その管理につき、生活環境上またはごみの収集作業上著しく支障を来すことにより市の指導を受けたときについても適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係るごみ容器等設置基準

1 ごみ容器（ごみを収納することができる箱状の形態の物で、移動が可能なものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていなければならない。

ア 集合住宅の敷地内であること。

イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。

ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。

エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) 構造および規模は、次のいずれの要件をも満たすものでなければならない。

ア 収集作業が容易にできる構造であるとともに、収集作業をするために必要な空間および安全性が確保されていること。

イ 分別表示看板等により、排出するごみをその種類ごとに分別して収納できる構造であること。

ウ 次の規格に適合していること。

(7) 上部開閉式の場合は、高床式とし、容器の底まで容易に手が届くような構造であること。

(イ) 前部開閉式の場合は、高床式とし、容器の奥まで容易に手が届くような構造であること。

(ウ) 容量は、そのごみ容器を利用する戸数に見合ったものであること。

2 ごみの集積設備（建築物等に附設されている構築物で、その中にごみを集積できるものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていなければならない。

ア 集合住宅の敷地内であること。

イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。

ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。

エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) 構造および規模は、次のいずれの要件をも満たすものでなければならない。

ア 収集作業が容易にできる構造であるとともに、収集作業をするために必要な空間および安全性が確保されていること。

イ 分別表示看板等により、排出するごみを原則として、その種類ごとに分別して集積でき

る構造であること。

ウ ごみの散乱を防止できる構造であること。

エ 容量は、その集積設備を利用する戸数に見合ったものであること。

オ 床面は、コンクリート等不浸透性の材質とし、水洗いをした場合の排水に支障のない程度の勾配を設けること。ただし、移動式ごみ集積設備については、この限りでない。

3 ごみの集積場所（ごみを集積できるように設けた空間で、ごみ容器またはごみの集積設備に該当しないものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていなければならない。

ア 原則として集合住宅の敷地内であること。

イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。

ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。

エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) ごみをネットで覆うなどの措置を講じて、ごみの散乱の防止が図られているものでなければならない。

19. 函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集団で資源回収を実施している団体（以下「回収団体」という。）に対する資源回収推進奨励金（以下「奨励金」という。）および回収団体から資源回収を実施している業者（以下「回収業者」という。）に対する資源回収推進謝礼金（以下「謝礼金」という。）を支給することにより、一般家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の減量と資源の再利用を促進することを目的とする。

(回収団体)

第2条 奨励金の支給対象となる回収団体は、函館の街をきれいにする市民運動協議会に加入している町会・自治会、老人クラブその他の団体等とする。ただし、次に掲げる団体等は対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者となっているとき。
- (2) 暴力団員と密接な関係を有するとき。

2 回収団体は、市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(回収団体の集団資源回収実績の報告)

第3条 回収団体は、別表第1に定めるところにより、集団資源回収実績を報告するため、集団資源回収実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出するものとし、報告する品目は、別表第2に掲げる品目（以下「対象品目」という。）とする。

2 回収団体は、引き渡した資源物の品目およびその数量を、市長の登録を受けた回収業者（以下「登録業者」という。）と相互に確認を行うものとする。

(奨励金の支給対象)

第4条 奨励金は、回収団体が回収した対象品目を、登録業者に引き渡した実績に応じて支給するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象品目それぞれについて別表第2により算定した金額を合計した額とする。

(奨励金の支給の決定)

第6条 市長は、第3条の報告書を審査し、適正と認めるときは前条により支給すべき奨励金の額を確定し、奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により回収団体に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第7条 市長は、別表第3に定めるところにより、回収団体に対し奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還および不支給)

第8条 市長は、回収団体が次に該当する場合は、支給した奨励金の全部または一部の返還を命ずることとし、以後当該団体に対する奨励金の全部または一部を支給しないことができる。

- (1) 虚偽の報告その他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 第2条第1項各号に該当することが判明したとき。
- (3) 集団資源回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき。

(回収業者)

第9条 謝礼金の支給対象となる回収業者は、回収団体から資源物を回収し、古紙問屋等に引き渡すことができる法人または個人とする。ただし、次に掲げる法人または個人は対象としない。

- (1) 暴力団員が代表者または役員となっているとき。
- (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、または使用しているとき。
- (4) 暴力団員と密接な関係を有するとき。
- (5) 過去に虚偽の申請その他不正の手段により奨励金または謝礼金の支給に関わった回収業者の代表者が、法人の代表者、役員または従業員であるとき。

(回収業者の登録)

第10条 第4条の市長の登録を受けようとする回収業者は、資源回収業者登録申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 函館市または他市町村の市町村税に滞納がないことを証する書類
- (2) 法人の場合は登記簿謄本または登記事項証明書の写し、個人の場合は代表者の身分証明書の写し
- (3) 口座振替払依頼書

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは資源回収業者として登録し、資源回収業者決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 登録業者は、登録事項に変更があったときまたは登録を廃止しようとするときは、速やかに資源回収業者登録（変更・廃止）届書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、登録業者が次に該当する場合は、当該

登録業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の報告その他不正の手段により奨励金または謝礼金の支給に関わったとき。
- (2) 前条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 市長が特に必要と認めるとき。

5 登録業者は、回収団体と取り決めた集団資源回収業務を、誠実に履行するものとする。

6 登録業者は、市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(登録の更新)

第 11 条 前条の登録は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新を受けようとする登録業者は、前条第 1 項第 1 号および第 2 号の書類を添付する。

(登録業者の集団資源回収実績の報告)

第 12 条 登録業者は、別表第 1 に定めるところにより、集団資源回収実績を報告するため、集団資源回収実績報告書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとし、報告する品目は、第 3 条第 1 項に規定する対象品目とする。

2 登録業者は、回収した資源物の品目およびその数量を回収団体と相互に確認を行うものとする。

(謝礼金の支給対象)

第 13 条 謝礼金は、登録業者が、対象品目を回収団体から回収した実績に応じて支給するものとする。

(謝礼金の額)

第 14 条 謝礼金の額は、対象品目それぞれについて別表第 2 により算定した金額を合計した額とする。

(謝礼金の支給の決定)

第 15 条 市長は、第 12 条第 1 項の報告書を審査し、適正と認めるときは前条により支給すべき謝礼金の額を確定し、謝礼金支給決定通知書(別記第 6 号様式)により登録業者に通知するものとする。

(謝礼金の支給)

第 16 条 市長は、別表第 3 に定めるところにより、登録業者に対し謝礼金を支給するものとする。

(謝礼金の返還および不支給)

第 17 条 市長は、登録業者が次に該当する場合は、支給した謝礼金の全部または一部の返還を命ずることとし、以後当該業者に対する謝礼金の全部または一部を支給しないことができる。

- (1) 虚偽の報告その他不正の手段により謝礼金の支給を受けたとき。
- (2) 第 9 条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 集団資源回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
(準備行為)

2 第 10 条第 2 項の規定による回収業者の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても同条の規定の例によりすることができる。
(函館市資源回収推進奨励金支給要綱の廃止)

3 函館市資源回収推進奨励金支給要綱(昭和 56 年 12 月 1 日施行)は、廃止する。
(函館市資源回収推進奨励金支給要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この要綱の施行の日前に回収団体が行った集団資源回収に係る奨励金については、前項の規定による廃止前の函館市資源回収推進奨励金支給要綱の規定の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条, 第12条関係)

回収期間	提出期限
1月から6月まで	7月末日
7月から12月まで	翌年1月末日

別表第2(第3条, 第4条, 第12条, 第13条関係)

品 目	報告対象	奨 励 金		謝 礼 金	
		支給対象	金額/1 kg	支給対象	金額/1 kg
新 聞	○	○	3円	○	1.5 円
雑 誌	○	○	3円	○	3円
ダンボール	○	○	3円	○	3円
紙パック	○	○	3円	—	—
リターナブルびん	○	○	3円	—	—
金 属 類	○	○	3円	—	—
	スチール缶	○	—	—	—
	アルミ缶	○	—	—	—
布 類	○	○	3円	—	—
空 き 箱	○	—	—	—	—

備 考

- 1 上表に掲げる品目の重量に1kg未満の端数があるときは, これを切り捨てるものとする。
- 2 リターナブルびんの重量は, 1本を0.75 kgに換算するものとする。
- 3 新聞について算定した謝礼金に1円未満の端数があるときは, これを切り捨てるものとする。

別表第3(第7条, 第16条関係)

回収期間	支給期限
1月から6月まで	9月末日
7月から12月まで	翌年3月末日

20. 函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するとともに生活環境および公衆衛生の向上を図るため、市が行う家庭用合併処理浄化槽を設置する者に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上であり、放流水のBODが20ミリグラム/リットル(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。(以下単に「浄化槽」という。)
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 助成 補助金の交付または必要な資金の融資のあっせんをいう。
- (4) 助成対象地域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項または第25条の1第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域をいう。
- (5) 専用住宅 居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、助成対象地域内において、次の各号に掲げる条件を満たす浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 自らが居住または居住しようとする専用住宅に設置するものであること。
- (2) 処理対象人員が5人以上10人以下の規模のものであること。
- (3) 函館市浄化槽指導要綱(昭和61年12月1日施行)に規定する条件を満たすものであること。
- (4) 浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月1日施行)に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録がされているものであること。
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく社団法人全国浄化槽団体連合会に保証登録がされているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか

に該当する者に対しては、補助を行わない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査または建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項もしくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で浄化槽の設置について、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 賃貸もしくは販売することを目的として建築し、または所有する専用住宅に浄化槽を設置しようとする者
- (4) 市税を滞納している者(市民以外の者にあつては、当該者が居住している市町村において市町村税を滞納している者)
- (5) 家屋の新築、浄化槽の設置された家屋の建替え・増築等または既設浄化槽の更新に伴い、汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置(災害に伴うものを除く。)する者
- (6) その他市長が、補助を行うことが適当でないと認める者
(補助金の額)

第4条 補助金の限度額は、別表1の人槽区分に応じ、同表右欄に掲げる金額とする。

2 補助対象は、浄化槽本体(付帯設備を含む。)の費用および浄化槽の設置に必要な工事費(以下これらを「事業費」という。)とする。ただし、事業費の額の2分の1の額が補助金の限度額未満の場合は、事業費の額の2分の1の額を補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

3 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事(浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合であつて同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)を行う場合は、前2項により定めた補助金の額に加えて、12万円を限度としてその工事費を補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

4 既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から浄化槽への転換(水回りのリフォームと併せて実施するものを含み、既設の住宅等の建替えと併せて実施するものを除く。)に係る浄化槽の設置に必要な工事に付帯して行う宅内配管工事(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水管)、ますの設置および住居の敷地に隣接する放流先までの放流管の設置に係る工事)を行う場合は、前3項により定めた補助金の額に加え

て、30万円を限度としてその工事費を補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資の限度額は、浄化槽の設置に係る全ての費用から前条の補助金の額を除いた額または別表2に掲げる額のいずれか低い額とする。
- (2) 前号に定める額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (3) 融資利率は、前年度の3月1日における株式会社日本政策金融公庫の普通貸付の設備資金の利率(融資期間5年以内)とし、毎年度4月1日に改定する。
- (4) 市長は、前号の融資利率に基づく利息額の全額を補給するものとする。
- (5) 融資期間は、5年以内とする。
- (6) 融資の時期は、浄化槽の工事完成後とする。
- (7) 担保は、不要とする。
- (8) 保証人または信用保証については、取扱金融機関の定めるところによる。
- (9) 返済方法は、原則として、均等分割月賦返済とする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 函館市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱(平成8年8月9日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表1の規定は、令和2年10月1日以後に申請があった補助金の交付について適用し、同日前に申請があった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

人 槽 区 分	限 度 額
5人槽	410,000円
6・7人槽	514,000円
8～10人槽	686,000円

別表2 (第5条関係)

区 分	限 度 額
住宅の新築による場合	500,000円
住宅の改築による場合	1,000,000円

2 1 . 廃棄物処理業者一覧表

(1) ごみ委託業者（令和5年4月1日現在）

業 者 名	所 在 地	車両 台数	事業の範囲	委 託 区 域
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町 169 番地	3	収集・運搬	戸井・恵山・楡法華支所管内 および銭亀沢支所管内の一部区域
函館クリーン事業協業組合	函館市東山町 149 番地 6	3 4		東部 4 支所を除く函館市の所管 区域
(有)丸七運輸	函館市尾札部町 344 番地の 1	2		南茅部支所管内 および湯川支所管内の一部区域

(2) し尿委託業者（令和5年4月1日現在）

業 者 名	所 在 地	車両 台数	事業の範囲	委 託 区 域
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町 169 番地	3	収集・運搬	戸井・恵山・楡法華支所管内 および湯川・銭亀沢支所管内の 一部区域
(株)亀田清掃	函館市赤川町 90 番地の 4	1		東部 4 支所を除く函館市の所管 区域
(有)亀谷産業	函館市神山 3 丁目 5 番 30 号	1		
函館環境衛生(株)	函館市金堀町 5 番 23 号	6		
(有)村上清掃	函館市川汲町 986 番地 11	2		

(3) 産業廃棄物処理業者数（令和5年4月1日現在）

許 可 内 訳	業 者 数
産業廃棄物収集運搬業	1 6
産業廃棄物処分業	1 7
特別管理産業廃棄物収集運搬業	7
特別管理産業廃棄物処分業	2
合 計	4 2

(4) 一般廃棄物処理業者（令和5年4月1日現在）

業 者 名	所 在 地	車両台数	事業の範囲
恵山地方公清企業組合	函館市日ノ浜町 169 番地	9	収集・運搬
(株)亀田清掃	函館市赤川町 90 番地の 4	3 7	
(有)亀谷産業	函館市神山 3 丁目 5 番 30 号	1 0	
協栄廃棄物処理(有)	函館市海岸町 21 番 14 号	7	
(有)クリーンラビツシュ寺谷	函館市高松町 571 番地 193	5	
(株)グリーン清掃	函館市東山町 144 番地 201	7	
(株)佐々木事業所	函館市鍛冶 2 丁目 16 番 7 号	1 1	
(有)杉村清掃	函館市赤川町 547 番地	6	
(有)杉本衛生設備	函館市西桔梗町 589 番地 6	1 3	
(有)第一清掃	函館市桔梗 5 丁目 41 番 1 号	1 1	
函館環境衛生(株)	函館市金堀町 5 番 23 号	3 3	
(株)函館公清	函館市西桔梗町 589 番地	4	
はこだて清掃(株)	函館市上湯川町 314 番地	1 4	
(有)丸七運輸	函館市尾札部町 344 番地の 1	5	
(株)南北海道清掃公社	函館市戸倉町 8 番 6 号	1 9	
(有)村上清掃	函館市川汲町 986 番地 11	3	
(株)湯川清掃	函館市戸倉町 23 番 1 号	4	
(有)米田清掃	函館市上湯川町 293 番地の 31	6	

(五十音順)

22. 資源回収業者一覧表

(令和5年4月1日現在)

業 者 名	所 在 地
(有)旦尾商事	北斗市東浜1丁目10番33号
(株)エグチリサイクル	亀田郡七飯町大川2丁目12番2号
(有)金子商事	函館市入舟町4番16号
COCORO(株)	北斗市追分2丁目10番18号
(有)伯昭商事	北斗市追分4丁目11番30号
(株)函館古紙センターいしま	函館市日乃出町18番13号
(株)馬場本商店	函館市西桔梗町112番地の2
(有)北央	函館市松陰町10番12号
松宮商店	函館市中道2丁目18番10号
(有)丸十 島津商店	函館市梁川町20番15号
(株)丸升 増田本店函館支店	函館市西桔梗町252番地56
丸宮 宮崎容器(株)	函館市金堀町5番35号
(株)もっかいトラスト函館営業所	函館市西桔梗町860番地5
(有)山カ 葛西商店	函館市松川町3番22号
吉田商店	函館市中道2丁目23番11号

(五十音順)

23. 清掃手数料等の沿革

	し尿関係	ごみ関係
昭和 24. 4. 1	<p style="text-align: center;">*汚物処理手数料条例制定</p> 屎尿汲取手数料 直営地域 1人月額 9円以内 請負地域 1人月額 7円以内	塵芥処理手数料 排出量 月 150kg未満の世帯 25円 月 300kg未満の世帯 50円 月 600kg未満の世帯 75円 月 900kg未満の世帯 100円 灰燼処理手数料 家庭用暖房ストーブ 1個につき年額 120円 業務用暖房ストーブ 1個につき年額 160円
昭和 26. 10. 1	屎尿汲取手数料 直営地域 1人月額 10円以内 請負地域 1人月額 7円以内	塵芥処理手数料 排出量 月 150kg未満の世帯 30円 月 300kg未満の世帯 60円 月 600kg未満の世帯 120円 月 900kg未満の世帯 180円 灰燼処理手数料 家庭用暖房ストーブ 1個につき年額 180円 業務用暖房ストーブ 1個につき年額 220円
昭和 27. 4. 1	屎尿汲取手数料 直営地域 1人月額 15円以内 請負地域 1人月額 7円以内	塵芥処理手数料 排出量 月 150kg未満の世帯 40円 月 300kg未満の世帯 80円 月 600kg未満の世帯 160円 月 900kg未満の世帯 240円
昭和 28. 4. 1		塵芥処理手数料 ※点数制に改正 基準：人 員1人につき 15点 使用建物面積1坪につき 5点 50点まで 月額 30円 150点まで 月額 50円 300点まで 月額 80円 500点まで 月額 150円 800点まで 月額 250円 1,000点まで 月額 350円 灰じん処理手数料 暖房用ストーブ 1個につき年額 200円 業務用排出石炭消費量 1tにつき年額 150円
昭和 30. 4. 1	<p style="text-align: center;">*清掃条例制定</p> 汲取手数料 1桶(27ℓ)につき 10円	清掃手数料 点数制 50点まで 月額 30円 150点まで 月額 50円 300点まで 月額 80円 500点まで 月額 150円 800点まで 月額 250円 1,000点まで 月額 350円 1,300点まで 月額 450円 1,500点まで 月額 500円 1,500点を超え 3,000点まで 500点を増す毎に 50円増 3,000点を超えるとき 700円 多量汚物運搬及び処分受託手数料 常時1日30kg以上排出または1日300kg以上排出するごみ、燃えがら30kgまたは0.5㎡につき 30円
昭和 31. 1. 1	汲取手数料 1桶(27ℓ)につき 10円 但し、普通世帯は1人月額15円	

	し尿関係	ごみ関係																																				
昭和 37. 4. 1	汲取手数料 1 桶 (27ℓ) につき 10 円 但し、普通世帯は 1 人月額 15 円 (5 人を超える世帯にあっては 1 人 増す毎に 10 円を加算)	清掃手数料 点数制 <table border="0"> <tr><td>50 点まで</td><td>月額</td><td>40 円</td></tr> <tr><td>150 点まで</td><td>月額</td><td>65 円</td></tr> <tr><td>300 点まで</td><td>月額</td><td>105 円</td></tr> <tr><td>500 点まで</td><td>月額</td><td>195 円</td></tr> <tr><td>800 点まで</td><td>月額</td><td>325 円</td></tr> <tr><td>1,000 点まで</td><td>月額</td><td>475 円</td></tr> <tr><td>1,300 点まで</td><td>月額</td><td>610 円</td></tr> <tr><td>1,500 点まで</td><td>月額</td><td>675 円</td></tr> <tr><td>2,000 点まで</td><td>月額</td><td>745 円</td></tr> <tr><td>2,500 点まで</td><td>月額</td><td>810 円</td></tr> <tr><td>3,000 点まで</td><td>月額</td><td>880 円</td></tr> <tr><td>3,000 点を超えるとき</td><td>月額</td><td>945 円</td></tr> </table>	50 点まで	月額	40 円	150 点まで	月額	65 円	300 点まで	月額	105 円	500 点まで	月額	195 円	800 点まで	月額	325 円	1,000 点まで	月額	475 円	1,300 点まで	月額	610 円	1,500 点まで	月額	675 円	2,000 点まで	月額	745 円	2,500 点まで	月額	810 円	3,000 点まで	月額	880 円	3,000 点を超えるとき	月額	945 円
50 点まで	月額	40 円																																				
150 点まで	月額	65 円																																				
300 点まで	月額	105 円																																				
500 点まで	月額	195 円																																				
800 点まで	月額	325 円																																				
1,000 点まで	月額	475 円																																				
1,300 点まで	月額	610 円																																				
1,500 点まで	月額	675 円																																				
2,000 点まで	月額	745 円																																				
2,500 点まで	月額	810 円																																				
3,000 点まで	月額	880 円																																				
3,000 点を超えるとき	月額	945 円																																				
昭和 42. 4. 1	し尿浄化そう残さ物処分受託手数料 20ℓまでごとに 6 円																																					
昭和 47. 4. 1	※廃棄物の処理および清掃に関する条例制定																																					
	※「汲取手数料」を「し尿処理手数料」に改める	※「清掃手数料」を「ごみ処理手数料」に改める 多量・臨時ごみ処理受託手数料 常時 1 日 10 kg 以上または 0.2 m ³ 以上、 臨時に 100 kg 以上または 2 m ³ 以上排出 10 kg または 0.2 m ³ までごとに 10 円																																				
昭和 50. 9. 1	※一般家庭および月 900ℓ未満排出事業所 無料化 し尿処理手数料 (事業所) 月平均 900ℓ以上または臨時に 900ℓ以上排出 200ℓまでごとに 140 円	※一般家庭および 1,000 点以下事業所 無料化 ごみ処理手数料 (事業所・点数制) <table border="0"> <tr><td>1,000 点を超え 1,300 点以下</td><td>月額</td><td>610 円</td></tr> <tr><td>1,300 点を超え 1,500 点以下</td><td>月額</td><td>675 円</td></tr> <tr><td>1,500 点を超え 2,000 点以下</td><td>月額</td><td>745 円</td></tr> <tr><td>2,000 点を超え 2,500 点以下</td><td>月額</td><td>810 円</td></tr> <tr><td>2,500 点を超え 3,000 点以下</td><td>月額</td><td>880 円</td></tr> <tr><td>3,000 点を超えるとき</td><td>月額</td><td>945 円</td></tr> </table>	1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	610 円	1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	675 円	1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	745 円	2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	810 円	2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	880 円	3,000 点を超えるとき	月額	945 円																		
1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	610 円																																				
1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	675 円																																				
1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	745 円																																				
2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	810 円																																				
2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	880 円																																				
3,000 点を超えるとき	月額	945 円																																				
昭和 51. 4. 1	し尿処理手数料 (事業所) 月平均 900ℓ以上または臨時に 900ℓ以上排出 3,000ℓまでの分 200ℓまでごとに 300 円 3,000ℓを超える分 200ℓまでごとに 330 円 し尿浄化槽汚でい処分受託手数料 事業用建物 20ℓまでごとに 12 円 その他 20ℓまでごとに 6 円	ごみ処理手数料 (事業所・点数制) <table border="0"> <tr><td>1,000 点を超え 1,300 点以下</td><td>月額</td><td>1,220 円</td></tr> <tr><td>1,300 点を超え 1,500 点以下</td><td>月額</td><td>1,490 円</td></tr> <tr><td>1,500 点を超え 2,000 点以下</td><td>月額</td><td>1,790 円</td></tr> <tr><td>2,000 点を超え 2,500 点以下</td><td>月額</td><td>2,110 円</td></tr> <tr><td>2,500 点を超え 3,000 点以下</td><td>月額</td><td>2,470 円</td></tr> <tr><td>3,000 点を超えるとき</td><td>月額</td><td>2,840 円</td></tr> </table> 多量・臨時ごみ処理受託手数料 常時 1 日 10 kg 以上または 0.2 m ³ 以上排出 月額 1,000 円 臨時に 100 kg 以上または 2 m ³ 以上排出 10 kg または 0.2 m ³ までごとに 20 円	1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	1,220 円	1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	1,490 円	1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	1,790 円	2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	2,110 円	2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	2,470 円	3,000 点を超えるとき	月額	2,840 円																		
1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	1,220 円																																				
1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	1,490 円																																				
1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	1,790 円																																				
2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	2,110 円																																				
2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	2,470 円																																				
3,000 点を超えるとき	月額	2,840 円																																				
昭和 55. 4. 1	し尿処理手数料 (事業所) 月平均 900ℓ以上または臨時に 900ℓ以上排出 3,000ℓまでの分 200ℓまでごとに 375 円 3,000ℓを超える分 200ℓまでごとに 412 円 し尿浄化槽汚でい処分受託手数料 事業用建物 20ℓまでごとに 20 円 その他 20ℓまでごとに 10 円	ごみ処理手数料 (事業所・点数制) <table border="0"> <tr><td>1,000 点を超え 1,300 点以下</td><td>月額</td><td>1,530 円</td></tr> <tr><td>1,300 点を超え 1,500 点以下</td><td>月額</td><td>1,860 円</td></tr> <tr><td>1,500 点を超え 2,000 点以下</td><td>月額</td><td>2,240 円</td></tr> <tr><td>2,000 点を超え 2,500 点以下</td><td>月額</td><td>2,640 円</td></tr> <tr><td>2,500 点を超え 3,000 点以下</td><td>月額</td><td>3,090 円</td></tr> <tr><td>3,000 点を超えるとき</td><td>月額</td><td>3,550 円</td></tr> </table> 多量・臨時ごみ処理受託手数料 常時 1 日 10 kg 以上または 0.2 m ³ 以上排出 月額 1,250 円 臨時に 100 kg 以上または 2 m ³ 以上排出 10 kg または 0.2 m ³ までごとに 25 円	1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	1,530 円	1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	1,860 円	1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	2,240 円	2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	2,640 円	2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	3,090 円	3,000 点を超えるとき	月額	3,550 円																		
1,000 点を超え 1,300 点以下	月額	1,530 円																																				
1,300 点を超え 1,500 点以下	月額	1,860 円																																				
1,500 点を超え 2,000 点以下	月額	2,240 円																																				
2,000 点を超え 2,500 点以下	月額	2,640 円																																				
2,500 点を超え 3,000 点以下	月額	3,090 円																																				
3,000 点を超えるとき	月額	3,550 円																																				

	し尿関係	ごみ関係
昭和 55. 8. 1		※持ち込みごみ有料化 焼却処分手数料 100 kgまでごとに 300 円 埋立処分手数料 車両 1 台につき最大積載重量区分ごとに 1 t 未満 300 円 1 t 以上 2 t 未満 600 円 2 t 以上 4 t 未満 1,200 円 4 t 以上 6 t 未満 1,800 円 6 t 以上 8 t 未満 2,400 円 8 t 以上 3,000 円
昭和 62. 4. 1	※一般家庭および月 900 ℓ未満排出事業所 有料化 し尿処理手数料 一般家庭 1 人月額 150 円 月 1 回を超えるとき 1 便槽 1 回につき 370 円加算 事業所 月 900 ℓ未満排出 1 便槽 月額 2,300 円 月 1 回を超えるとき 1 回につき 1,150 円加算 月 900 ℓ以上排出 3,000 ℓまでの分 200 ℓまでごとに 800 円 3,000 ℓを超える分 200 ℓまでごとに 880 円 浄化槽汚泥処分手数料 事業用建物 20 ℓまでごとに 40 円 その他 20 ℓまでごとに 20 円	ごみ処理手数料（事業所）排出量が 1 週間 80 m ³ を超えるものにつき 20 m ³ までごとに 40 円 焼却処分手数料 100 kgまでごとに 380 円 埋立処分手数料 車両 1 台につき最大積載重量区分ごとに 1 t 未満 700 円 1 t 以上 2 t 未満 1,400 円 2 t 以上 4 t 未満 2,800 円 4 t 以上 6 t 未満 4,200 円 6 t 以上 8 t 未満 5,600 円 8 t 以上 7,000 円
平成 2. 4. 1	※浄化槽汚泥処分手数料 事業用建物 20 ℓまでごとに 50 円 その他 20 ℓまでごとに 20 円	ごみ処理手数料（事業所）排出量が 1 週間 40 ℓを超えるものにつき 20 ℓまでごとに 60 円 焼却処分手数料 事業系 100 kgまでごとに 500 円 家庭系 100 kgまでごとに 380 円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 車両 1 台につき最大積載重量区分ごとに 事業系 1 t 未満 1,000 円 1 t 以上 2 t 未満 2,000 円 2 t 以上 4 t 未満 4,000 円 4 t 以上 6 t 未満 6,000 円 6 t 以上 8 t 未満 8,000 円 8 t 以上 10,000 円 家庭系 1 t 未満 700 円 1 t 以上 2 t 未満 1,400 円 2 t 以上 4 t 未満 2,800 円 4 t 以上 6 t 未満 4,200 円 6 t 以上 8 t 未満 5,600 円 8 t 以上 7,000 円 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 車両 1 台につき最大積載重量区分ごとに 1 t 未満 1,600 円 1 t 以上 2 t 未満 3,200 円 2 t 以上 4 t 未満 6,400 円 4 t 以上 6 t 未満 9,600 円 6 t 以上 8 t 未満 12,800 円 8 t 以上 16,000 円

	し尿関係	ごみ関係
平成 4. 4. 1		※新規埋立処分場，増設焼却炉供用開始 ごみ処理手数料（事業所）排出量が 1週間40ℓを超えるものにつき 20ℓまでごとに 80円 焼却処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 170円 家庭系 100kgまでごとに 130円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 170円 家庭系 100kgまでごとに 130円 焼却工場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 750円 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 270円
平成 5. 4. 1	※廃棄物の処理および清掃に関する条例全部改正 し尿処理手数料 一般家庭 1人月額 240円 月1回を超えるとき1便槽1回につき 790円加算 事業所 月3,000ℓまで排出する事業所 20ℓまでごとに 1,200円 月3,000ℓを超え5,000ℓまで 排出する事業所 20ℓまでごとに 1,600円 月5,000ℓを超え排出する事業所 20ℓまでごとに 1,760円 浄化槽汚泥処分手数料 事業用建物 20ℓまでごとに 60円 その他 20ℓまでごとに 30円 ※上記に基づき算出した金額に100分の103を 乗じる（し尿処理手数料一般家庭分を除く）	ごみ処理手数料（事業所）排出量が 1週間40ℓを超えるものにつき 20ℓまでごとに 80円 焼却処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 250円 家庭系 100kgまでごとに 190円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 250円 家庭系 100kgまでごとに 190円 焼却工場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 750円 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 380円 ※上記に基づき算出した金額に100分の103を乗 じる
平成 7. 4. 1	※し尿収集の許可移行に伴う新設 し尿処分手数料（事業所） 200ℓまでごとに 400円 ※上記に基づき算出した金額に100分の103を 乗じる	
平成 8. 4. 1	し尿処理手数料 一般家庭 1人月額 270円 月1回を超えるとき1便槽1回につき 910円加算 事業所 月3,000ℓまで排出する事業所 20ℓまでごとに 1,400円 月3,000ℓを超え5,000ℓまで 排出する事業所 20ℓまでごとに 1,860円 月5,000ℓを超え排出する事業所 20ℓまでごとに 2,040円 浄化槽汚泥処分手数料 事業用建物 20ℓまでごとに 70円 その他 20ℓまでごとに 30円 し尿処分手数料（事業所） 200ℓまでごとに 500円 ※上記に基づき算出した金額に100分の103を 乗じる（し尿処理手数料一般家庭分を除く）	ごみ処理手数料（一般廃棄物） 事業系 20ℓまでごとに 100円 焼却処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 280円 家庭系 100kgまでごとに 210円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 280円 家庭系 100kgまでごとに 210円 焼却工場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 960円 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 420円 ※上記に基づき算出した金額に100分の103を乗 じる

	し尿関係	ごみ関係
平成 9. 4. 1	※指定区域内の一般家庭し尿収集を定期から申告収集に変更することに伴い、一般家庭従量制区分を新設 一般家庭 200ℓ以下 540円 200ℓを超えるとき 100ℓまでごとに 270円 ※「100分の103」を「100分の105」に改定	※「100分の103」を「100分の105」に改定
平成 12. 4. 1	し尿処理手数料 一般家庭 指定区域内の一般家庭 200ℓ以下 600円 200ℓを超えるとき 100ℓまでごとに 300円 指定区域以外の一般家庭 1人月額 300円 月1回を超えるとき 1便槽1回につき 1,020円加算 事業所 月3,000ℓまで排出する事業所 200ℓまでごとに 1,500円 月3,000ℓを超え5,000ℓまで 排出する事業所 200ℓまでごとに 2,000円 月5,000ℓを超え排出する事業所 200ℓまでごとに 2,200円 浄化槽汚泥処分手数料 事業用建物 20ℓまでごとに 90円 その他 20ℓまでごとに 40円 し尿処分手数料（事業所） 200ℓまでごとに 630円 ※上記に基づき算出した金額に100分の105を乗じる（し尿処理手数料一般家庭分を除く）	ごみ処理手数料（一般廃棄物） 事業系 20ℓまでごとに 120円 焼却処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 320円 家庭系 100kgまでごとに 240円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 事業系 100kgまでごとに 320円 家庭系 100kgまでごとに 240円 焼却工場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 1,140円 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 100kgまでごとに 690円 ※上記に基づき算出した金額に100分の105を乗じる
平成 14. 4. 1		※一般家庭のごみ処理手数料有料化 ごみ処理手数料（一般廃棄物） 家庭系（燃やせるごみ・燃やせないごみ） ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 5ℓ袋 10円 (イ) 10ℓ袋 20円 (ウ) 20ℓ袋 40円 (エ) 30ℓ袋 60円 (オ) 40ℓ袋 80円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 80円 家庭系（粗大ごみ） ア 30kg未満のもの 200円 イ 30kg以上50kg未満のもの 400円 ウ 50kg以上のもの 600円 事業系（燃やせるごみ・燃やせないごみ） ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 20ℓ袋 120円 (イ) 40ℓ袋 240円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 240円 ※事業系のごみについては、上記に基づき算出した金額に100分の105を乗じる

	し尿関係	ごみ関係										
平成 16.12.1		<p>※市町村合併に伴う、廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場、函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入されたもの 100 kg までごとに 690 円 函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入されたもの車両 1 台につき道路運送車両法第 58 条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量区分ごとに</p> <table border="0"> <tr> <td>1 t 以上 2 t 未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 t 以上 4 t 未満</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 t 以上</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table> <p>道路運送車両法に規定する道路運送車両（上記に掲げるものを除く）により搬入されたもの</p> <table border="0"> <tr> <td>1 台につき</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table> <p>上記以外の方法により搬入されたもの</p> <table border="0"> <tr> <td>1 回につき</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table> <p>※上記に基づき算出した金額に 100 分の 105 を乗じる</p>	1 t 以上 2 t 未満	2,000 円	2 t 以上 4 t 未満	4,000 円	4 t 以上	8,000 円	1 台につき	1,000 円	1 回につき	1,000 円
1 t 以上 2 t 未満	2,000 円											
2 t 以上 4 t 未満	4,000 円											
4 t 以上	8,000 円											
1 台につき	1,000 円											
1 回につき	1,000 円											
平成 18.10.1		<p>※北海道循環資源利用促進税条例施行に伴う、廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正 焼却工場使用料（産業廃棄物） 次に掲げる額の合計額 (1) 100 kg までごとに 1,140 円として算定した額 (2) 10 kg につき 10 円として算定した額に 1,050 分の 124 を乗じて得た額 ※上記に基づき算出した金額に 100 分の 105 を乗じる ※(2)中「10 円」は、平成 18.10.1 から平成 19.3.31 までの間は「3 円 30 銭」、平成 19.4.1 から平成 20.3.31 までの間は「6 円 60 銭」に読み替える</p>										
平成 26.4.1	※「100 分の 105」を「100 分の 108」に改定	<p>焼却工場使用料（産業廃棄物） 次に掲げる額の合計額 (1) 100 kg までごとに 1,140 円として算定した額 (2) 10 kg につき 10 円として算定した額に 1,080 分の 124 を乗じて得た額 ※「100 分の 105」を「100 分の 108」に改定</p>										
平成 28.4.1		<p>焼却処分手数料（一般廃棄物） 事業系 10 kg までごとに 94 円 家庭系 10 kg までごとに 24 円 埋立処分手数料（一般廃棄物） 事業系 10 kg までごとに 94 円 家庭系 10 kg までごとに 24 円 焼却工場使用料（産業廃棄物） 次に掲げる額の合計額 (1) 10 kg までごとに 141 円として算定した額 (2) 10 kg につき 10 円として算定した額に 1,080 分の 124 を乗じて得た額 埋立処分場使用料（産業廃棄物） 10 kg までごとに 163 円 ※上記に基づき算出した金額に 100 分の 108 を乗じる ※平成 28.4.1 から平成 29.3.31 までの間は焼却処分手数料および埋立処分手数料の「94 円」は「52 円」と、焼却工場使用料 (1) 中「141 円」</p>										

	し尿関係	ごみ関係
		<p>は「123円」と、埋立処分場使用料の「163円」は「100円」とし、平成29.4.1から平成30.3.31までの間は焼却処分手数料および埋立処分手数料の「94円」は「73円」と、焼却工場使用料(1)中「141円」は「132円」と、埋立処分場使用料の「163円」は「132円」とする</p>
<p>令和 元.10.1</p>	<p>※「100分の108」を「100分の110」に改定</p>	<p>焼却工場使用料（産業廃棄物） 次に掲げる額の合計額 (1) 10kgまでごとに141円として算定した額 (2) 10kgにつき10円として算定した額に1,100分の124を乗じて得た額 ※「100分の108」を「100分の110」に改定</p>

24. 清掃事業等の沿革

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
昭 22	(5. 3) 『日本国憲法』、『地方自治法』施行。	昭 22	(8. 1) 総務局衛生課…庶務係, 衛生係, 清掃係 (12. 24) 総務局衛生課を衛生課に改める。 …衛生係, 防疫係, 予防係, 清掃係
		昭 23	(11. 19) 衛生課を衛生部に改める。 〔衛生課…庶務係, 衛生係, 清掃係 予防課…防疫係, 予防係 (※清掃係事務分掌:(1) 汚物清掃及び処理に関すること (2) 公共便所清掃に関すること)
昭 24	(4. 1) 『灰燼処理手数料条例』、『塵芥処理手数料条例』および『尿尿汲取手数料条例』を廃止し、『汚物処理手数料条例』施行。	昭 24	(4. 1) 衛生部衛生課清掃係に, 工務部土木課第 2 土木係から「塵芥焼却場に関すること」および「清掃指導に関すること」を移管する。 (8. 18) 衛生部を総務部衛生課に改める。 衛生課…庶務係, 清掃係
昭 25	(6. 26) 『美化条例』施行。清掃指導員制度実施。	昭 26	(4. 1) 総務部衛生課清掃係を総務部衛生課第 1 清掃係および第 2 清掃係に改め, 工務部土木課第 2 土木係から「路面清掃に関すること」を移管する。 (8. 21) 総務部衛生課を総務部清掃課に改める。
		昭 27	(4. 1) 総務部清掃課を清掃課に改める。
昭 29	(4.) 『清掃法』制定(『汚物掃除法』廃止)。 (7. 10) 北洋漁業再会記念大博覧会開催(～8. 31)。 (9. 26) 台風 15 号により洞爺丸沈没。	昭 29	(10. 9) 清掃課を民生部衛生課に改める。 衛生課…庶務係, 第 1 清掃係, 第 2 清掃係, 徴収係
昭 30	(4. 1) 『美化条例』および『汚物処理手数料条例』を廃止し、『清掃条例』施行。 (10. 22) 清掃指導員助手を置く。	昭 30	(10. 22) 民生部衛生課を衛生部衛生課に改める。
昭 33	(4. 1) 準職員制度実施。 (4. 24) 旧『下水道法』を廃止し, 新『下水道法』公布。	昭 34	(7. 1) 衛生部衛生課を清掃部に改める。 〔庶務課…庶務係, 料金係, 集金係 清掃課…第 1 清掃係, 第 2 清掃係
昭 36	(8. 28) し尿処理場に係る特定行政庁許可。		
昭 37	(7.) し尿処理施設(海中放流方式)完成(処理能力: 216kl/日, 着手: 昭和 34. 6: 塩化ビニールパイプ海底管布設工事)。		
昭 38	(4. 1) 常用労働者制度を廃止し, 日給見習制度実施。	昭 38	(8. 5) 清掃課を清掃第 1 課および清掃第 2 課に改め, 清掃課第 1 清掃係を清掃第 1 課業務係に, 清掃課第 2 清掃係を清掃第 2 課業務係に改める。
昭 39	(1. 6) し尿海中放流開始。 (10. 7) し尿処理施設海底管の一部(250m)を塩化ビニールパイプから鋼管に布設替。		
昭 40	(4. 1) 馬車収集から自動車収集への切替えを完了, 特別清掃地域全域において自動車収集実施。 準職員制度および日給見習制度を廃止し, 月給見習制度を実施。	昭 40	(7. 15) 清掃第 1 課と清掃第 2 課を統合して業務課に改める。施設課を新設する。 〔庶務課…庶務係, 料金係, 集金係 業務課…指導係, 労務係, 清掃第 1 係, 清掃第 2 係, 清掃第 3 係, 車両整備係 施設課…施設係, 維持係
昭 41	(7. 25) し尿処理施設改良(生し尿前処理機械設備等, 処理能力: 216kl/日→350/kl 日)。 (8. 25) 下水汚泥処理施設に係る都市計画決定および事業認可。 (10. 30) し尿処理施設海底管の一部(2, 500m)を塩化ビニールパイプから鋼管に布設替。 (12. 1) 銭亀沢村と合併。		
昭 42	(6. 21) 『下水道整備緊急措置法』公布。 (8. 3) 『公害対策基本法』公布。	昭 42	(5. 29) 清掃部に部次長を置く。 (8. 17) 業務課を業務課および作業課に改める。 〔庶務課…庶務係, 料金係, 集金係 業務課…指導係, 労務係, 車両係 作業課…作業第 1 係, 作業第 2 係, 作業第 3 係 施設課…施設係, 維持係
昭 43	(2. 29) 亀田衛生センター完成(処理能力: 50kl/日, 着手: 昭和 42. 2. 26)。	昭 43	(4. 25) 庶務課料金係, 集金係を庶務課調定係, 収納係に改める。

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
昭 45	<p>(3.21) し尿処理施設改良(生し尿前処理機械設備増設等, 処理能力: 350k1/日→432k1/日)。</p> <p>(3.31) 月給見習制度廃止。 現海岸車庫完成。</p> <p>(9.10) し尿処理施設海底管の一部(1,250m)を塩化ビニールパイプから鋼管に布設替えし, 海底管の鋼管への布設替えを完了。</p> <p>(11. 1) 清掃指導員助手を, 清掃指導員指導助手および清掃指導員作業助手とする。</p> <p>(5.20) 上湯川塵芥埋立場閉鎖。中の沢ごみ埋立処分場埋立開始。</p> <p>(7.) ごみの「かき出し収集」から袋詰め収集による「路線収集」への切替えを完了し, 「可燃物」, 「不燃物」の区分による分別収集と, 可燃物週 2 回, 不燃物月 2 回を基準とする曜日収集を開始。ただし, 一部繁華街地区等都市美観上特に必要と認めた地域については, 日曜日を除く毎日巡回による混載収集とする。 袋は, 手数料区分に応じた枚数を無料支給。 (※昭和 43 年 4 月テスト地区において試行開始, 昭和 43 年 11 月から順次切替えを実施。)</p> <p>(12. 1) 公害対策審議会を設置(『公害対策審議会条例』施行)。 (12.25) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』公布(昭和 46.9.24 施行)。 『水質汚濁防止法』および『海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律』公布(昭和 46.6.24 施行)。 公害規制強化のため, 大気汚染防止法等関連法 14 法改正(公害国会)。</p>	昭 45	<p>(10.12) 企画部に公害対策課を新設する。 公害対策課…計画係, 対策係</p>
昭 46	<p>(7. 1) 環境庁発足。</p>		
昭 47	<p>(4. 1) 『清掃条例』を全部改正し, 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』とする。</p> <p>(5.16) ごみ焼却工場に係る都市計画決定。</p> <p>(6.23) 『廃棄物処理施設整備緊急措置法』公布。</p> <p>(9.11) 函館の街をきれいにする市民運動協議会設立。</p> <p>(10. 7) 旧炉煙突解体(3基)。</p> <p>(11. 1) 公害対策審議会の答申に基づき, 『公害防止条例』制定(昭和 48.4.1 施行)。『公害対策審議会条例』廃止。</p>		
昭 48	<p>(7.26) 日乃出地区改良住宅 1 号棟完成(着手: 昭和 47.7.17), 構内民家を移転。</p> <p>(11.17) 函館海上保安部からの照会に対し, 環境庁が, 函館市のし尿処理施設について, 水質汚濁防止法の政令の定める特定施設に該当する旨見解を示す。</p> <p>(12. 1) 亀田市と合併。</p>	昭 48	<p>(4.17) 企画部公害対策課を衛生部へ移管する。 公害対策課…調整係, 対策係, 調査係</p> <p>(12. 1) 亀田市との合併に伴い亀田支所を設置し, 亀田支所民生部衛生課清掃係および衛生センター係が旧亀田市域の清掃業務を所掌する。</p>
昭 49	<p>(1. 8) し尿処理施設に係る特定施設利用届出書およびし尿海中放流改善計画書を北海道へ提出する。</p> <p>(1.25) し尿処理場第 1 調整槽と下水汚泥消化槽第 1 系列との連絡工事完成。</p> <p>(2. 2) 下水汚泥消化槽第 1 系列運転開始。</p> <p>(2.21) 下水汚泥消化槽第 1 系列へのし尿分離液投入開始。</p> <p>(5. 1) 水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い, 政令市の指定を受ける。</p> <p>(7. 1) 南部下水終末処理場第 1 期事業完成。一部運転開始。処理区域の公示をし, 汲み取り便所の水洗化を義務付け, 改造資金の貸付けを開始。</p> <p>(7.24) 日乃出地区改良住宅 2 号棟完成(着手: 昭和 48.7.15)。</p> <p>(9. 2) ごみ焼却工場連続試運転開始。</p>	昭 49	<p>(7.24) ごみ焼却工場を新設し, 施設課にごみ焼却工場長および主査を置く。 施設課に, 亀田支所民生部衛生課から衛生センターを移管し, 主幹と主査を置く。</p>
昭 50	<p>(1.25) し尿分離液の下水終末処理場投入用連絡工事完成。</p> <p>(2.21) ごみ焼却工場(120 t/日×2基) および管理棟完成, 稼働開始(着手: 昭和 47.11.4)。 し尿処理施設改良(生し尿前処理機械設備等, 処理能力: 432k1/日→648k1/日)。</p> <p>(3.10) し尿分離液の下水道遮集管投入開始。</p> <p>(5.23) 『下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法』公布。</p>	昭 50	<p>(8. 1) 清掃部を環境部に改め, 衛生部から公害対策課を, 市民部から交通安全課を移管する。 業務課を清掃業務課に, 作業課を清掃作業課に, 施設課を清掃施設課に改める。 手数料の一般家庭無料化により庶務課調定係, 収納係を廃止する。 清掃業務課車両係に車両管理担当主査を置く。 亀田支所の部制を廃止し, 本庁連絡部門と統合する。 旧亀田市域の清掃業務について, 「し尿およびごみの収集の連絡に関すること」を亀田支所民生課衛生係が所掌する。</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
	(9. 1) 一般家庭のし尿処理手数料およびごみ処理手数料を無料化。ごみ袋の無料支給開始。 (12.) 状況悪化のため、し尿分離液の下水道遮集管投入中止。		庶務課…庶務係 公害対策課…調整係, 対策係, 調査係 交通安全課…交通安全係, 交通災害共済係 清掃業務課…指導係, 労務係, 車両係 清掃作業課…作業第 1 係, 作業第 2 係, 作業第 3 係 清掃施設課…施設係, 維持係
昭 51	(2. 1) 日乃出いこいの家開館。 (3.10) 海上保安部へし尿海中放流改善計画書提出。 (4. 1) し尿多量排出事業所の許可業者による収集を廃止し、し尿収集については全て直営収集とする。	昭 51	(8.11) 庶務課に手数料担当主査を置く。 (1. 1) 庶務課主査を廃止する。
		昭 52	(10.31) 環境部長および庶務課の勤務箇所を本庁から日乃出事務所に統合し、部次長を廃止する。 庶務課を管理課に改め、調査係を新設し、清掃業務課から労務係を移管する。 公害対策課に調査測定係を新設し、調整係と調査係を廃止する。 交通安全課を市民部へ移管する。 清掃施設課に工務係を新設し維持係を廃止する。 ごみ焼却工場を日乃出清掃工場に改め、課とし、日乃出清掃工場長、事務担当主査および技術担当主査を置く。 亀田衛生センターを課とし、所長と主査を置く。清掃施設課の主幹と主査を廃止する。 亀田支所民生課衛生係の「し尿およびごみの収集の連絡に関する」業務を廃止する。
昭 53	(11.26) 4 週 5 休制試行開始。		管理課…庶務係, 調査係, 労務係 公害対策課…対策係, 調査測定係 清掃業務課…指導係, 車両係 清掃作業課…作業第 1 係, 作業第 2 係, 作業第 3 係 清掃施設課…工務係, 施設係 日乃出清掃工場 亀田衛生センター
	(12.23) 函館市資源回収推進協議会設立。		
昭 54	(5. 9) 現作業事務所完成。	昭 54	(9. 8) 清掃施設課に廃棄物処分場建設担当主幹を置く。
昭 55	(2. 6) し尿処理場と下水汚泥消化槽第 2 系列との連絡工事完成。 (6.) 下水汚泥消化槽第 2 系列へのし尿分離液投入開始。 (8. 1) 持ち込みごみ有料化(焼却処分手数料, 埋立処分手数料)。 (10.20) し尿前処理施設に計量設備設置(使用開始 12 月 20 日)。 (11.28) 函館海上保安部へし尿海中放流改善計画書提出。		
昭 56	(3. 4) し尿一次処理施設に係る都市計画決定(承認申請: 昭和 55.12.25)。	昭 56	(8.20) 清掃作業課作業第 3 係を廃止し、埋立処分場係を新設する。
昭 58	(3.10) し尿処理場と下水汚泥消化槽第 3 系列との連絡工事完成。 (5.18) 『浄化槽法』公布(昭和 60.10.1 施行)。 (9. 1) し尿海中放流廃止。 (9.20) し尿一次処理施設完成。稼働開始(処理能力: 240 k1/日, 着手: 昭和 56.10.12)。 (12. 6) 現車両整備作業場完成。	昭 58	(4. 1) 廃棄物処分場建設推進事務局を設置し、事務局長、主幹および主査を置く。清掃施設課主幹を廃止する。
		昭 61	(4. 1) 亀田衛生センターを清掃施設課に統合し、亀田衛生センター一係とする。
昭 62	(4. 1) し尿収集一般家庭分を有料化。 し尿収集直営車 2 台減車(し尿収集車稼働台数: 直営 25 台, 委託 21 台, 計 46 台)。	昭 62	(4. 1) 公害対策課を主査制とする。 清掃施設課工務係を廃止する。 (5. 1) 管理課に手数料担当主査を置く。日乃出清掃工場に焼却炉増設担当主査を置く。
昭 63	(4. 1) し尿収集直営車 1 台減車(し尿収集車稼働台数: 直営 24 台, 委託 21 台, 計 45 台)。 (7. 9) 青函トンネル開通記念博覧会開催(～9.18)。	昭 63	(4. 1) 中の沢ごみ埋立処分場の夏期開場時間の延長に伴い、清掃作業課埋立処分場係の勤務箇所を日乃出事務所から中の沢ごみ埋立処分場へ変更する。 し尿収集有料化に伴い管理課に測定係を新設し、手数料担当主査を廃止する。管理課調査係を廃止する。 (4.16) 日乃出清掃工場事務担当主査を廃止する。
昭 64	(1. 6) し尿前処理施設計量設備を、データ処理オンライン化により無人。		

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平元	(1.15) 4週6休制試行開始。 (4. 1) 「可燃物」, 「不燃物」の区分を, 「燃やせるごみ」, 「燃やせないごみ」に変更。 (9. 3) はまなす国体開催(〜9.21)。		
平2	(3. 1) 函館湾流域下水道浄化センター一部運転開始。 (4. 1) し尿収集直営車1台減車(し尿収集車稼働台数:直営23台, 委託21台, 計44台)。 4週6休制開庁方式実施。 一部繁華街地区における週6回収集および週3回収集を廃止。	平2	(4. 1) 清掃作業課を清掃事業第1課および清掃事業第2課に改め, 清掃事業第1課はごみの収集および埋立処分場等に関することを, 清掃事業第2課はし尿の収集等に関することを所掌する。 清掃業務課指導係および車両係を清掃業務課計画係および車両管理係に改める。 車両の運転業務に従事する職員の所属を, 清掃業務課から清掃事業第1課および清掃事業第2課に変更する。 清掃業務課車両係主査を廃止し, 清掃事業第1課事業係および清掃事業第2課事業係にそれぞれ主査を置く。 管理課…庶務係, 調定係, 労務係 公害対策課 清掃業務課…計画係, 車両管理係 清掃事業第1課…事業係, 埋立処分場係 清掃事業第2課…事業係 清掃施設課…施設係, 亀田衛生センター係 日乃出清掃工場 廃棄物処分場建設推進事務局
平3	(4. 1) 塵芥収集委託車2台増車(塵芥収集車稼働台数:直営36台, 委託11台, 計47台)。 (4.26) 『再生資源の利用の促進に関する法律』公布(平成3.10.25施行)。 (5.26) 一部事務職員について, 4週6休制土曜開庁方式実施。 (10. 5) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律』公布(平成4.7.4施行)。	平3	(4. 1) 清掃事業第1課事業係の「路面清掃に関すること」を土木部へ移管する。
平4	(2.15) 七五郎沢廃棄物最終処分場完成(着手:昭和63.9.17:日替水路新設工事)。 (3.30) 増設焼却炉(180t/日)および工場棟完成(着手:平成元.10.7)。 (4. 1) 七五郎沢廃棄物最終処分場, 増設焼却炉(3号炉)供用開始。 許可業者の分別収集開始。 塵芥収集委託車2台増車(塵芥収集車稼働台数:直営36台, 委託13台, 計49台)。 収集委託車の4週6休制土曜開庁方式実施。 (5.27) 『産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律』公布。	平4	(4. 1) 清掃事業第1課埋立処分場係の勤務箇所を, 中の沢ごみ埋立処分場から七五郎沢廃棄物最終処分場へ変更する。 業務終了により廃棄物処分場建設推進事務局を廃止する。 (4. 6) 廃棄物処理基本計画策定等のため, ごみ対策担当参事(3級)を置く。 (5.16) ごみ対策担当主査を置く。
平5	(3.31) 中の沢ごみ埋立処分場埋立終了。 (4. 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い, 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を全部改正。 『廃棄物減量等推進審議会条例』施行。 (5. 1) 廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱する。 (5.30) 『ごみの散乱防止に関する条例』施行。 (6. 1) 完全週休2日制実施(処理施設の維持管理業務等に従事する職員については, 開庁方式による変則対応)。 塵芥収集委託車1台増車(塵芥収集車稼働台数:直営36台, 委託14台, 計50台)。 (11.19) 『公害対策基本法』を廃止し, 『環境基本法』制定。		
平6	(1.) 産業廃棄物搬入規程試行。 (4. 1) 『産業廃棄物処理指針』, 『産業廃棄物処理施設設置等指導要綱』および『産業廃棄物搬入規程』施行。 収集委託車の完全週休2日制実施。 (5.30) 自動販売機届出制実施。 (10. 1) 空き缶回収機設置。(亀田福祉センター外2箇所)。 (12.16) 『函館市一般廃棄物処理基本計画』制定。		
平7	(4. 1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正。(し尿多量排出事業所の収集を許可業者へ移行するに伴い, し尿処分手数料を新設。)	平7	(4. 1) 部次長を置く。 業務終了により清掃業務課ごみ対策担当を廃止する。 リサイクル推進課を設置し, 清掃指導員および普及係を置く。 車両管理係を清掃業務課から管理課に移管する。

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
	<p>塵芥収集直営車2台減車、塵芥収集委託車1台増車(塵芥収集車稼働台数：直営34台、委託15台、計49台)。 (6.16) 『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』公布。 (7.7) 廃冷蔵庫からフロンガス回収開始。 (10.1) 廃冷蔵庫を適正処理困難物に指定。</p>		<p>清掃業務課に業務係を置く。 日乃出清掃工場に業務係を置く。 清掃事業第1課埋立処分場係を埋立処分場に改め、課とし、埋立処分場長を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理課…庶務係、車両管理係、測定係、労務係 公害対策課 清掃業務課…計画係、業務係 リサイクル推進課…普及係 清掃事業第1課…事業係 清掃事業第2課…事業係 清掃施設課…施設係、亀田衛生センター係 日乃出清掃工場…業務係 埋立処分場 <p>清掃事業第1課と清掃事業第2課の主査を廃止し、リサイクル推進課と日乃出清掃工場ならびに埋立処分場に主査を置く。</p>
平8	<p>(4.1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(手数料、使用料の見直し)。 塵芥収集直営車3台減車(塵芥収集車稼働台数：直営31台、委託15台、計46台)。 事業系ごみの収集を全面許可業者に移行。 廃テレビを適正処理困難物に指定。</p>	平8	<p>(4.1) リサイクル推進課に清掃指導員5名増員する。</p>
平9	<p>(8.9) 『合併浄化槽設置補助金交付要綱』施行。 (4.1) リサイクルセンター供用開始(平成8.6.28着工、平成9.3.30竣工)。 湯川支所管内および周辺一部地域を対象に資源ごみ収集(缶、びん、ペットボトル)を開始(月2回収集)。 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(指定区域(32町)内の一般家庭し尿収集を月1回の定期収集から申告収集に変更することに伴い、一般家庭し尿処理手数料の従量制区分を新設)。 塵芥収集直営車4台減車、塵芥収集委託車4台増車(塵芥収集車稼働台数：直営27台、委託19台、計46台)。 し尿収集直営車3台減車(し尿収集車稼働台数：直営20台、委託19台、計39台)。 (10.23) 全国都市清掃会議秋季評議員会函館市開催。</p>	平9	<p>(4.1) 埋立処分場の主査を廃止し、埋立処分場係とリサイクルセンター係を置く。 リサイクル推進課の普及係を廃止し、主査とする。また、清掃指導員10名増員する。</p>
平10	<p>(3.31) 亀田衛生センターを廃止。 (4.1) 資源ごみ収集を全市域に拡大。 廃洗濯機、廃エアコンを適正処理困難物に指定。 し尿申告収集の指定区域拡大(7町)。 月平均500ℓ以上排出する事業所のし尿について、許可業者収集に移行する。 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(一般廃棄物処理業の許可等の手数料改定)。 塵芥収集委託車2台増車(塵芥収集車稼働台数：直営27台、委託21台、計48台)。 し尿収集直営車3台減車(し尿収集車稼働台数：直営17台、委託19台、計36台)。 (6.5) 『特定家庭用機器再商品化法』公布。 (7.15) 『函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例』施行。 (10.9) 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布。</p>	平10	<p>(4.1) 環境基本条例の制定および基本計画の策定業務のため、参事3級、主査、係員を配置。 清掃業務課に主査を置く。 不法投棄防止パトロール体制強化のため、嘱託職員を2名配置。 埋立処分場係に4名増員。 リサイクルセンター係に4名増員。</p>
平11	<p>(4.1) 「燃やせないごみ」を「月2回」から「ほぼ10日に1回」、「資源ごみ」を「月2回」から「2週間に1回」に、収集体制を変更する。 し尿申告収集の指定区域拡大(4町)。 し尿収集直営車4台減車(し尿収集車稼働台数：直営13台、委託19台、計32台)。 (7.16) 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布。 (9.29) 『函館市環境基本条例』施行。</p>	平11	<p>(4.1) 産業廃棄物処理団地整備推進業務のため、参事3級および係員1名配置。 埋立処分場2期整備事業業務のため、主査および係員1名配置。</p>
平12	<p>(3.30) 『函館市環境基本計画』策定。 (4.1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(手数料、使用料の見直し。地方分権に伴い、一般廃棄物処理業の許可等の</p>		

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平 13	<p>事務について徴収する手数料の額を定め、手数料、使用料の不還付に関する規定を整備。</p> <p>『函館市公害防止条例』を一部改正(公害監視員の廃止)。</p> <p>し尿収集直営車3台減車(し尿収集車稼働台数:直営10台,委託19台,計29台)。</p> <p>(10.1)『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(一般廃棄物処理施設の譲受けの許可等の手数料新設)。</p> <p>(11.1)特例市移行。</p> <p>(11.21)『環境配慮行動計画=市民編=(函館環境カレンダー)』策定。</p> <p>(2.22)『環境配慮行動計画=事業者編=』策定。</p> <p>(4.1)『特定家庭用機器再商品化法』施行(対象品目:エアコン,テレビ,冷蔵庫,洗濯機)。</p> <p>ごみの受入時間の変更。</p> <p>工場,処分場</p> <p>4月1日~10月31日 8:45~18:00</p> <p>11月1日~3月31日 8:45~16:15</p> <p>(日曜日,年始を除く)</p> <p>リサイクルセンター</p> <p>8:45~12:00, 13:00~16:15</p> <p>(日曜日,年始を除く)</p> <p>塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営26台,委託21台,計47台)。</p> <p>し尿収集直営車1台,委託車2台減車(し尿収集車稼働台数:直営9台,委託17台,計26台)。</p> <p>(6.27)『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(一般廃棄物処理施設等の許可施設設置者である法人の分割の許可の手数料新設)。</p>	平 13	<p>(4.1)環境基本計画に基づく行動計画等の策定業務終了に伴い,参事3級,主査1名,係員1名削減。</p> <p>公害対策課を環境保全課に名称変更し,環境施策の進行管理等を行うため環境推進係(係長1名,係員1名)を配置するとともに,大気・水質などの調査測定業務の一部見直しにより係員1名削減。</p> <p>清掃業務課を廃棄物対策課に名称変更するとともに,業務の見直しにより業務係の係員1名削減。</p> <p>廃棄物適正処理指導の体制強化および産業廃棄物処理体系調査等のため主査1名,係員1名配置。</p> <p>不法投棄防止パトロール体制強化のため,嘱託職員を1班2名体制から2班4名体制に増員。</p> <p>産業廃棄物処理体系の見直しにより参事3級,主査1名,係員1名削減。</p> <p>水洗化の進捗によるし尿収集体制の縮小に伴い,清掃事業第1課と清掃事業第2課を統合し,清掃事業課とする。</p> <p>管理課…庶務係,車両管理係,調定係,労務係 環境保全課…環境推進係 廃棄物対策課…計画係,業務係 リサイクル推進課 清掃事業課…事業第1係,事業第2係 清掃施設課…施設係 日乃出清掃工場…業務係 埋立処分場…埋立処分場係,リサイクルセンター係</p>
平 14	<p>(1.31)七五郎沢廃棄物最終処分場第2期整備完了(着手:平成11.8.24)。</p> <p>(2.13)函館市環境配慮率先行行動計画(函館市地球温暖化対策実行計画)策定。</p> <p>(4.1)『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(家庭ごみ処理の有料化)。</p> <p>新たに「プラスチック容器包装」を分別収集開始。</p> <p>燃やせるごみ(週2回収集),燃やせないごみ,缶・びん・ペットボトル,プラスチック容器包装(隔週1回収集)。</p> <p>『ごみ散乱防止ネットおよび折りたたみ式収納かご購入費補助金交付要綱』施行。</p> <p>『生ごみ堆肥化容器購入費補助金支給要綱』を改正し,『生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱』施行。</p> <p>『函館市合併浄化槽設置補助金交付要綱』一部改正(補助限度額見直し)。</p> <p>『函館市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱』を廃止し,『函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱』を策定(対象施設の範囲拡大,立地基準,造成基準,構造基準)。</p> <p>市内4郵便局と,廃棄物の不法投棄に関する情報提供の業務委託締結。</p> <p>し尿収集直営車2台減車(し尿収集車稼働台数:直営7台,委託17台,計24台)。</p> <p>(4.15)七五郎沢廃棄物最終処分場第2期整備分供用開始。</p> <p>(5.17)不法投棄監視カメラによる常時監視開始。</p> <p>(5.30)『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』における『分解解体等及び再資源化等の実施義務に関する規定』施行。</p> <p>(11.29)日乃出清掃工場1・2号炉の改造工事終了(着手:平成12.6.24)。</p>	平 14	<p>(4.1)不法投棄に対する監視指導体制の充実・強化と不法投棄者への迅速・的確な対応を図るため,北海道警察職員を廃棄物対策課に参事3級として1名配置。</p> <p>埋立処分場2期整備事業終了により係員2名削減。</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平 15	<p>(12.26) 道新函館七日会と、廃棄物の不法投棄に関する情報提供の業務委託締結。</p> <p>(3.20) 『函館市公共事業環境配慮指針』策定。</p> <p>(4.1) し尿申告収集の指定区域拡大(5町)。 し尿収集委託車2台減車(し尿収集車稼働台数:直営7台,委託15台,計22台)。</p> <p>(6.1) 不法投棄監視カメラ増設。</p> <p>(6.2) 『函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係る指導要綱』施行。</p> <p>(11.28) 日乃出清掃工場ダイオキシン削減対策改造工事完了(着手:平成12.6.24)。</p>	平 15	<p>(4.1) 各種リサイクル関係法や廃棄物処理施設設置指導要綱の施行への対応,さらには廃棄物対策推進体制の強化を図るため,廃棄物対策課を4係体制とする。</p> <p>廃棄物対策課…計画推進係,廃棄物対策係, 排出指導係,不法投棄対策係 埋立処分場2期整備事業終了により主査を廃止。</p> <p>(4.10) 日乃出清掃工場に主査1名を増員,係員1名を削減。</p>
平 16	<p>(3.25) 『函館市手数料条例』を一部改正(『使用済自動車の再資源化等に関する法律』に基づく使用済自動車の解体業の許可等の手数料を新設)。</p> <p>(4.1) 『特定家庭用機器再商品化法』一部改正(追加品目冷凍庫)。 廃冷凍庫,廃灯油タンク(90ℓ以上のもの),廃電子レンジ,廃パーソナルコンピュータを適正処理困難物に指定。 事業系し尿収集を全面許可業者に移行。 し尿申告収集の指定区域拡大(10町)。 「プラスチック容器包装」を「隔週1回」から「概ね10日に1回」に収集体制を変更。 塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営25台,委託21台,計46台)。 し尿収集直営車1台減車・委託車1台減車(し尿収集車稼働台数:直営6台,委託14台,計20台)。</p> <p>(6.1) 不法投棄監視カメラ増設。</p> <p>(7.1) 『使用済自動車の再資源化等に関する法律』一部施行。</p> <p>(10.19) 『北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例』により伝統的建造物群保存地区を中心とした周辺地区が,環境美化促進地区に指定される。</p> <p>(12.1) 戸井町,恵山町,榎法華村,南茅部町と合併。 『函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(戸井廃棄物最終処分場,恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物の処分に係る使用料新設)。</p>	平 16	<p>(4.1) 大型不法投棄対策に係る体制強化のため参事2級配置。 地球温暖化防止計画策定に伴う体制強化のため,係員1名増員。 合併処理浄化槽の普及に関する業務を廃棄物対策課からリサイクル推進課に移管。それに伴い,リサイクル推進課に主査1名を増員,係員1名削減。 し尿収集量の減少により,清掃施設課の業務執行体制を2系統から1系統に削減。係員1名削減。 日乃出清掃工場の運転管理強化のため,電気保安担当主査1名,化学担当主査1名,施設整備担当主査1名を置く。 日乃出清掃工場ダイオキシン削減対策改造工事完了に伴い,計画担当主査3名,係員2名削減。</p>
平 17	<p>(1.1) 『使用済自動車の再資源化等に関する法律』全面施行。</p> <p>(3.30) 函館市環境教育・環境学習推進基本方針策定。</p> <p>(3.31) 恵なし尿処理場を廃止。</p> <p>(4.1) プラスチック製品,繊維類,ゴム・皮革製品を「燃やせるごみ」に分別変更。 七五郎沢廃棄物最終処分場および日乃出清掃工場での産業廃棄物の受入品目変更。 塵芥収集直営車2台減車(塵芥収集車稼働台数:直営21台,委託23台,計44台)。 し尿申告収集の指定区域拡大(12町)。 し尿収集直営車1台減車(し尿収集車稼働台数:直営5台,委託14台,計19台)。 『函館市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱』を廃止し,『函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱』を施行(補助限度額見直し,あつせん融資制度新設)。 『生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱』一部改正(生ごみ堆肥化容器補助対象拡大,ぼかし肥モニター制度廃止)。 (7.8) 渡島廃棄物処理広域連合と一般廃棄物処理支援に関する協定締結。 (10.1) 中核市移行。</p>	平 17	<p>(4.1) 廃棄物処理基本方針策定に伴う体制強化のため,参事3級,基本方針策定担当主査各1名配置。</p>
平 18	<p>(4.1) ごみの受入時間の変更。 七五郎沢廃棄物最終処分場 4月1日～10月31日 8:45～17:00 11月1日～3月31日 8:45～16:15 (日曜日,年始を除く)</p>	平 18	<p>(4.1) 不法投棄等廃棄物適正処理担当として北海道警察職員を配置していた廃棄物対策課参事3級1名削減。 放置車両処理の体制強化のため,嘱託職員を1名配置。 リサイクルセンター係に1名増員。</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平 19	<p>塵芥収集直営車 2 台減車・委託車 2 台増車(塵芥収集車稼働台数：直営 19 台，委託 25 台，計 44 台)。 し尿申告収集の指定区域拡大(8 町)。 し尿収集委託車 2 台減車(し尿収集車稼働台数：直営 5 台，委託 12 台，計 17 台)。 『函館市日乃出いこいの家条例』を一部改正(いこいの家の管理を指定管理者に委託)。 (5.26) 『第 2 次函館市一般廃棄物処理基本計画』制定。 (6. 1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(生活保護法の規定による被保護者に対する一般廃棄物処理手数料の減免措置を廃止)。 (6.15) 『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律』公布。 (7. 1) 事業系ペットボトルの中間処理業務を委託化。 (10. 1) 『北海道循環資源利用促進税条例』施行。 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(北海道循環資源利用促進税条例施行に伴う焼却工場使用料の改正)。 『医療関係機関等が排出する産業廃棄物の函館市廃棄物最終処分場への搬入等に関する要綱』の制定。</p>	平 19	<p>(4. 1) ごみ焼却処理施設の運転技術管理等の補助のため、嘱託職員 1 名配置。 清掃指導業務の見直しにより、リサイクル推進課の係員 2 名削減。 し尿収集業務の見直しにより、清掃事業課第 2 係の係員 2 名削減。 戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所から支所所管の廃棄物の処理および清掃業務を環境部へ移管し、恵山クリーンセンターを課として新設し、所長・主査を置く。</p>
平 20	<p>塵芥収集直営車 3 台減車・委託車 3 台増車(塵芥収集車稼働台数：直営 16 台，委託 34 台，計 50 台)※機構の見直しにより、合併 4 支所管内の稼働台数(委託 6 台)を含む。 し尿申告収集の指定区域拡大(6 町)。 し尿収集委託車 1 台減車(し尿収集車稼働台数：直営 5 台，委託 16 台，計 21 台)※機構の見直しにより、合併 4 支所管内の稼働台数(委託 5 台)を含む。 『函館市環境配慮率先行動計画(Ⅱ)』策定。 『函館市公共事業環境配慮指針(Ⅱ)』策定。 (7. 5) 『第 5 期函館市分別収集計画』策定。 (10. 1) 七五郎沢廃棄物最終処分場、戸井廃棄物最終処分場、南茅部廃棄物最終処分場での産業廃棄物の受入品目変更(「廃プラスチック類」の搬入禁止)。</p>	平 20	<p>(4. 1) 労務管理業務の見直しにより、労務担当の係員 1 名削減。 不法投棄対策・廃棄物処理基本方針策定のため配置していた参事 2 級削減。 廃棄物処理基本方針の策定業務終了により参事 3 級，主査 1 名削減。 廃棄物処理に係る計画部門の体制強化のため，参事 3 級配置，主査 1 名，係員 1 名増員。 清掃指導業務の見直しにより，リサイクル推進課の係員 6 名削減。 廃棄物処理施設監視等業務担当として嘱託職員を 1 名配置。 放置車両体制強化のため配置していた嘱託職員を 1 名削減。 「係制」から「主査制」へ完全移行。</p>
平 21	<p>戸井廃棄物最終処分場および恵山クリーンセンターの閉場日の変更(戸井廃棄物最終処分場の閉場日を「日曜日」から「土曜日，日曜日，祝日」に，恵山クリーンセンターの閉場日を「日曜日」から「土曜日，日曜日」に変更。ただし，恵山クリーンセンターについては，平成 20 年 4 月から 6 月までの間「土曜日」は午前中開場)。 塵芥収集直営車 1 台減車・委託車 1 台増車(塵芥収集車稼働台数：直営 15 台，委託 35 台，計 50 台)。 し尿申告収集の指定区域拡大(7 町)。 し尿収集直営車 1 台減車・委託車 1 台減車(し尿収集車稼働台数：直営 4 台，委託 15 台，計 19 台)。 (6.13) 『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』公布。 (9. 1) 函館市内でスーパーを展開する 6 事業者および函館消費者協会とレジ袋削減の取り組みに関する 3 者協定締結。</p>	平 21	<p>(4. 1) 車両管理業務の見直しにより，庶務担当と車両管理担当を統合し，管理課を 3 担当体制とするとともに，主査 1 名，係員 1 名を削減。 車両維持管理業務担当として嘱託職員を 1 名配置。 地球温暖化防止地域対策など新たな環境行政の体制強化を図るため，環境保全課および廃棄物対策課を改編するとともに，廃棄物処理</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
	<p>(日曜日, 年始を除く)</p> <p>塵芥収集直営車 2 台減車・委託車 2 台増車(塵芥収集車稼働台数: 直営 12 台, 委託 37 台, 計 49 台)。</p> <p>し尿申告収集の指定区域拡大(6 町)。</p> <p>し尿収集委託車 1 台減車(し尿収集車稼働台数: 直営 4 台, 委託 14 台, 計 18 台)。</p> <p>日乃出清掃工場の運転管理業務の一部を委託化。(運転監視等業務担当 4 班のうち 1 班分)</p>		<p>計画担当の参事 3 級を削減, 新たに環境保全対策室を新設し室長を置き, 環境企画課および環境対策課を配置。</p> <p>不法投棄担当を廃棄物対策課からリサイクル推進課に移管するとともに, 清掃指導業務の見直しにより, 主査 2 名を削減し, リサイクル推進課を 4 担当体制から 3 担当体制とする。</p> <p>清掃施設課と日乃出清掃工場を統合し, 日乃出クリーンセンターとし所長を置くとともに, 業務の見直しにより係員 2 名削減。</p> <p>ごみ焼却処理施設の運転技術管理等の補助のため配置していた嘱託職員を 1 名削減。</p> <p>廃棄物処理施設監視等業務担当として配置していた嘱託職員を 1 名削減。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理課 環境保全対策室 <ul style="list-style-type: none"> 環境企画課 環境対策課 リサイクル推進課 清掃事業課 日乃出クリーンセンター 埋立処分場 恵山クリーンセンター
平 22	<p>(3. 25) 『函館市地球温暖化対策基金条例』施行。</p> <p>(3. 30) 『函館市環境基本計画[第 2 次計画]』策定。</p> <p>(3. 31) 戸井廃棄物最終処分場を休止。</p> <p>渡島廃棄物処理広域連合との一般廃棄物処理支援に関する協定の終了。</p> <p>(4. 1) 塵芥収集直営車 1 台減車・委託車 1 台増車(塵芥収集車稼働台数: 直営 11 台, 委託 38 台, 計 49 台)。</p> <p>し尿申告収集の指定区域拡大(5 町)。</p> <p>『函館市手数料条例』を一部改正(土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可に関する事務の手数料新設)。</p> <p>日乃出清掃工場の運転管理業務の委託化拡大(運転監視等業務担当 4 班のうち 3 班分)。</p> <p>(5. 19) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律』公布。</p> <p>(6. 11) 『第 6 期函館市分別収集計画』策定。</p>	平 22	<p>(4. 1) 労務管理業務の見直しにより, 庶務担当と労務担当を統合し, 管理課を 2 担当体制とするとともに, 主査 1 名削減。</p> <p>し尿処理業務の見直しにより, し尿処理担当と電気担当を統合し, 日乃出クリーンセンターを 4 担当体制とするとともに, 主査 1 名削減。</p>
平 23	<p>(3. 29) 『函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』策定。</p> <p>(3. 31) 恵山クリーンセンターおよび南茅部クリーンセンターリサイクル施設を休止。</p> <p>恵山クリーンセンターし尿積替施設を休止。</p> <p>(4. 1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(一般廃棄物処理施設の定期検査等に関する事務についての手数料を新設)。</p> <p>密閉型蓄電池・ボタン電池を適正処理困難物に指定。</p> <p>『函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱』一部改正(施設の情報公開および適正な維持管理の規定を追加)。</p> <p>ごみの受入時間の変更。</p> <p>日乃出クリーンセンター 4 月 1 日～3 月 31 日 8:45～17:00 (日曜日, 年始を除く)</p> <p>七五郎沢廃棄物最終処分場 4 月 1 日～3 月 31 日 8:45～17:00 (日曜日, 年始を除く)</p> <p>塵芥収集直営車 2 台減車・委託車 2 台増車(塵芥収集車稼働台数: 直営 9 台, 委託 40 台, 計 49 台)。</p> <p>し尿申告収集の指定区域拡大(1 町)。</p> <p>し尿収集直営車 1 台減車(し尿収集車稼働台数: 直営 3 台, 委託 14 台, 計 17 台)。</p> <p>日乃出清掃工場の運転管理業務の委託化拡大(運転監視等業務担当 4 班のうち 3 班分および灰出し業務)。</p> <p>七五郎沢廃棄物最終処分場の維持管理業務の一部を外注化(埋立業務等)。</p> <p>(6. 2) 『第 6 期函館市分別収集計画』改定(分別収集の用に供する施設の変更)。</p>	平 23	<p>(4. 1) し尿処理手数料賦課業務を清掃事業課へ移管し, 管理課調定担当の係員 2 名削減。</p> <p>リサイクル推進課の廃止に伴い, 環境対策課に広報啓発・事業推進業務およびごみ減量・美化対策業務を移管し, 主査 2 名, 係員 8 名を配置するとともに, 清掃事業課に適正排出指導業務および不法投棄対策業務を移管し, 主査 2 名, 係員 11 名を配置。</p> <p>し尿収集業務の見直しおよびし尿処理手数料賦課業務の移管により, 清掃事業課し尿収集担当の係員 1 名増員。</p> <p>埋立処分場と恵山クリーンセンターを統合し, 恵山クリーンセンターの課体制を廃止するとともに, 主査 1 名, 係員 1 名を配置し, 埋立処分場を 3 担当体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理課 環境保全対策室 <ul style="list-style-type: none"> 環境企画課 環境対策課 清掃事業課 日乃出クリーンセンター 埋立処分場

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平 24	<p>(1. 26) 第 33 回全国都市清掃研究・事例発表会函館市開催。</p> <p>(3. 2) 『函館市環境配慮率先行動計画(Ⅲ)』策定。 『函館市公共事業環境配慮指針(Ⅲ)』策定。</p> <p>(4. 1) 塵芥収集直営車 1 台減車(塵芥収集車稼働台数：直営 8 台、委託 40 台、計 48 台)。 し尿申告収集の指定区域拡大(5 町)。 し尿収集直営車 1 台減車(し尿収集車稼働台数：直営 2 台、委託 14 台、計 16 台)。</p> <p>(8. 10) 『使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律』公布(平成 25. 4. 1 施行)。</p>	平 24	<p>(4. 1) 地球温暖化防止対策、新廃棄物処理システム構築等の課題に対応するため、環境部全体の再編に伴い、環境保全対策室を廃止し、室長を削減。</p> <p>管理課に、環境企画課の環境保全に係る企画業務および地球温暖化対策業務等を移管することに伴い、主査 2 名、係員 2 名を配置し、4 担当体制とするとともに、名称を環境総務課に改める。</p> <p>環境企画課に、環境対策課の広報啓発・事業推進業務およびごみの減量・美化対策業務を移管することに伴い、主査 2 名、係員 7 名を配置および保健所の浄化槽法関係業務を移管することに伴い、係員 1 名を増員ならびに新廃棄物処理システム構築業務の体制強化のため、主査 1 名を配置し、4 担当体制とするとともに、名称を環境推進課に改める。</p> <p>環境対策課の廃棄物処理業者に対する指導監督等業務の見直しにより、係員 1 名を削減し、嘱託職員を 1 名配置するとともに、広報啓発・事業推進業務等を環境企画課、清掃事業課へ移管し、主査 2 名、係員 8 名削減。</p> <p>清掃事業課に、環境対策課の環境美化活動業務を移管することに伴い、ごみ収集担当の係員 1 名増員。</p> <p>環境総務課 環境推進課 環境対策課 清掃事業課 日乃出クリーンセンター 埋立処分場</p>
平 25	<p>(3. 31) 『ごみ散乱防止ネットおよび折りたたみ式収納かご購入費補助金交付要綱』廃止。 『生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱』廃止。</p> <p>(4. 1) 『函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例』施行。 し尿申告収集の指定区域拡大(1 町)。 七五郎沢廃棄物最終処分場の埋立・維持管理業務を委託化。</p> <p>(6. 1) 小型家電回収実証実験実施(～11. 30)。</p> <p>(6. 14) 『第 7 期函館市分別収集計画』策定。</p>	平 25	<p>(4. 1) 係制の一部導入に伴い、庶務担当を庶務係に改める。</p> <p>新廃棄物処理システム構築業務の体制強化のため、環境推進課新処理システム担当の係員 2 名増員。</p> <p>七五郎沢廃棄物最終処分場の維持管理業務の見直しにより、埋立処分場担当の嘱託職員 4 名削減。</p> <p>環境総務課…庶務係 環境推進課 環境対策課 清掃事業課 日乃出クリーンセンター 埋立処分場</p>
平 26	<p>(3. 25) 北海道建設機械レンタル協会函館支部と災害時における仮設トイレ等レンタル機器の供給に関する協定締結。</p> <p>(4. 1) 塵芥収集委託車 1 台減車(塵芥収集車稼働台数：直営 8 台、委託 39 台、計 47 台)。 し尿申告収集の指定区域拡大(2 町)。 し尿収集直営車 1 台減車(し尿収集車稼働台数：直営 1 台、委託 14 台、計 15 台)。 日乃出清掃工場の運転管理業務の委託化拡大(運転監視等業務全面および灰出し業務)。 し尿処理施設の運転管理業務を委託化。</p> <p>(8. 30) 古着の調査回収実施(イベント回収)。</p> <p>(10. 1) 小型家電回収事業開始。</p>	平 26	<p>(4. 1) 新廃棄物処理システム構築業務の体制強化のため、参事 3 級を配置。</p> <p>日乃出清掃工場の化学分析業務の見直しにより、日乃出クリーンセンター化学担当の係員 1 名削減。</p>
平 27	<p>(3. 6) 『第 3 次函館市一般廃棄物処理基本計画』制定。</p> <p>(4. 1) 塵芥収集直営車 1 台減車(塵芥収集車稼働台数：直営 7 台、委託 39 台、計 46 台)。 し尿申告収集の指定区域における一戸建て世帯を対象に、申告計画制を導入。 し尿収集直営車を 1 台減車し、し尿収集運搬業務を全面委託化(し尿収集車稼働台数：直営 0 台、委託 14 台、計 14 台)。 古着の調査回収実施(～平成 28. 3. 30)。</p> <p>(12. 3) 公益社団法人北海道産業資源循環協会と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定締結。</p>	平 27	<p>(4. 1) 新廃棄物処理システム構築業務の体制強化のため、主査 2 名増員、係員 1 名削減。</p>
平 28	<p>(4. 1) 『廃棄物の処理および清掃に関する条例』を一部改正(手数料・使用料の見直し)。 塵芥収集直営車 1 台減車(塵芥収集車稼働台数：直営 6 台、委託 39 台、計 45 台)。</p>	平 28	<p>(4. 1) 新処理システム担当を新廃棄物処理システム担当に改めるとともに、参事制度の廃止に伴い、新処理システム担当の参事 3 級を新廃棄物処理システム担当課長に改める。 清掃手数料徴収業務担当として嘱託職員を 2 名配置。</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
平 29	<p>恵山クリーンセンターの維持管理業務を委託化。 ごみの受け入れ日時の変更。 恵山クリーンセンター 月、水、金、第2日曜日 10:00～15:00 (第2日曜日の翌日月曜日、年末年始を除く) 南茅部クリーンセンター 火、木、土、第3日曜日 10:00～15:00 (第3日曜日の前日土曜日、年末年始を除く) 古着の調査回収実施(～平成29.3.30)。 (6.15) 『第8期函館市分別収集計画』策定。 (10.1) 小型家電回収の拠点数を10箇所から21箇所へ増加。 (12.16) 函館清掃事業協同組合と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定締結。</p>	平 29	<p>恵山クリーンセンターの維持管理業務委託化に伴い、埋立処分場担当と恵山クリーンセンター担当を統合し、埋立処分場を2担当体制とするとともに、主査1名削減。</p>
平 30	<p>(3.2) 『函館市公共事業環境配慮指針(IV)』策定。 『函館市環境配慮率先行動計画(IV)』策定。 (4.1) 塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営5台、委託39台、計44台) し尿収集委託車1台減車(し尿収集車稼働台数:直営0台、委託13台、計13台)。 古着の調査回収実施(～平成30.3.29)。 リサイクルセンターの中間処理業務の一部を委託化(ペットボトル、アルミ缶、スチール缶減容機運転、機器運転補助、管理業務)。</p>	平 30	<p>(4.1) 環境推進課の環境啓発業務の見直しに伴い、環境啓発担当とごみ減量・美化対策担当を統合し、環境推進課を3担当体制とするとともに、係員1名削減。</p>
平 31	<p>(1.23) 『函館市廃棄物処理施設整備基本計画』策定。 (3.30) 渡島廃棄物処理広域連合と一般廃棄物処理に係る相互支援実施に関する協定締結。 (4.1) 『函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例』の一部改正(2以上の事業所による産業廃棄物の処理に係る特例認定等に関する事務についての手数料を新設)。 『函館市公害防止条例』の一部改正(規制内容の見直し)。 小型家電回収の拠点数を21箇所から22箇所へ増加。 七五郎沢廃棄物最終処分場、南茅部クリーンセンターでの産業廃棄物の搬入を原則禁止。 日乃出クリーンセンターでの産業廃棄物の受入品目の変更(「繊維くず」「ゴムくず」の搬入禁止)。 リサイクルセンターの中間処理業務の委託化拡大(貯留ヤード業務)。 (4.2) 古着の回収事業開始。 蛍光管等の調査回収実施(～平成31.3.31)。 (6.15) 『函館市ごみの散乱防止に関する条例』の一部改正(旅館業法の一部改正に伴う規定の整備)。</p>	平 31	<p>(4.1) 環境対策課 ┌ 公害対策担当 ├ 特定施設指導担当 ├ 産業廃棄物対策担当 └ PCB担当</p>
令 元 令 2	<p>(4.1) ごみの受け入れ日時の変更。 リサイクルセンター 8:45～12:00, 13:00～16:15 (土曜日、日曜日、年始を除く) 恵山クリーンセンター 月、金、第2日曜日 10:00～15:00 南茅部クリーンセンター 火、土、第3日曜日 10:00～15:00 蛍光管等の調査回収実施(～令和2.3.31)。 リサイクルセンターの中間処理業務の委託化拡大(中央制御室業務)。 『函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例』の一部改正(学校教育法の改正による廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う規定の整備)。 塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営4台、委託39台、計43台) (6.18) 『第9期函館市分別収集計画』策定。 (3.19) 『函館市環境基本計画[第3次計画]』策定。 (3.31) 『函館市環境モニター実施要綱』廃止。 (4.1) 古着の回収事業一時休止。 日乃出清掃工場の運転管理業務の委託化拡大(整備業務)。</p>	令 2	<p>(4.1) 新たな焼却施設の整備方式が日乃出清掃工場の抜本的な改修に決定したことから新廃棄物処理システム担当課長を廃止し、新たに施設整備担当課長を配置するとともに、新廃棄物処理システム担当を環境推進課から日乃出クリーンセンターに移管し、体制強化のため主査1名、係員1名増員のうえ、名称を施設整備担当に改め、環境推進課を2担当制、日乃出クリーンセンターを5担当制とする。 ごみおよびし尿の事務業務と調査業務の執行体制の見直しに伴い、係員2名削減。</p>
令 2	<p>(4.1) 古着の回収事業一時休止。 日乃出清掃工場の運転管理業務の委託化拡大(整備業務)。</p>	令 2	<p>(4.1) 会計年度任用職員制度の導入により、従来の嘱託職員を会計年度任用職員として任用。</p>

年	事 項	年	機 構 ・ 事 務 分 掌
	<p>リサイクルセンターの中間処理業務の全面委託化。</p> <p>「函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱」一部改正(単独処理浄化槽撤去費補助および宅内配管工事費補助の新設, 10.1~設置補助限度額見直し)。</p>		
令3	<p>(4.1) 『函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例』の一部改正(浄化槽法の一部改正に伴う規定の整備)。</p> <p>(10.1) 日乃出清掃工場の整備事業において, 設計・施工および管理運営を一括して発注(DBO方式)し, 設計施工管理を専門知識や実績を有するコンサルタントに委託(～令和26.3.31)。</p>	令3	<p>(4.1) 埋立処分場の業務執行体制の見直しに伴い, 係員1名削減。</p>
令4	<p>(4.1) 日乃出清掃工場の管理運営業務を委託(～令和26.3.31)。</p> <p>塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営3台, 委託39台, 計42台)</p> <p>(6.9) 『第10期函館市分別収集計画』策定。</p> <p>(11.30) 北海道自動車処理協同組合函館支部と災害時における車両の移動等の協力に関する協定締結。</p>	令4	<p>(4.1) 環境総務課の車両管理業務の外注化に伴い, 係員2名削減。</p> <p>環境対策課の廃棄物指導監督業務の業務執行体制の見直しにより専門パートタイム会計年度任用職員1名削減。</p>
令5	<p>(1.20) 『第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』策定。</p> <p>(2.1) 日乃出清掃工場の整備工事開始に伴う搬入車両の混雑緩和のため, 家庭ごみ(燃やせるごみ)の日乃出清掃工場への自己搬入の事前申込制を導入。</p> <p>(3.20) 『函館市環境配慮率先行計画(V)』策定。</p> <p>『函館市公共事業環境配慮指針(V)』策定。</p> <p>(4.1) 家庭ごみ(燃やせるごみ)の自己搬入の受入場所を日乃出清掃工場から環境部海岸車庫へ変更。</p> <p>塵芥収集直営車1台減車(塵芥収集車稼働台数:直営2台, 委託39台, 計41台)</p>	令5	<p>(3.20) 日乃出清掃工場の整備工事開始に伴い, 環境部長, 部次長, 環境総務課, 環境推進課, 環境対策課の勤務箇所を日乃出事務所から大森事務所へ変更。</p> <p>(4.1) 環境総務課の保健師業務の見直しにより専門パートタイム会計年度任用職員1名削減。</p> <p>清掃事業課の塵芥収集業務の見直しにより係員1名削減。</p> <p>清掃事業課の適正排出指導業務の見直しにより係員2名削減および一般フルタイム会計年度任用職員1名配置。</p>